

令和3年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和3年12月16日（第7日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	10番	吉岡英允
2番	岸川信義	11番	草場祥則
3番	友田香将雄	12番	井崎好信
4番	重富邦夫	13番	内野さよ子
5番	中村秀子	14番	西山清則
6番	定松弘介	15番	溝上良夫
7番	前田弘次郎	16番	片渕栄二郎
8番	溝口誠		

2. 欠席議員は次のとおりである。

9番 大串武次

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	久原浩文	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖章	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建設課長	笠原政浩	会計管理者	溝口真由美
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則
農業委員会事務局長	久原正好	主任指導主事	梅木純一

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 久原雅紀
課長補佐 中原賢一
議事係書記 緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

5番 中村秀子 6番 定松弘介

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

5. 中村秀子議員

1. 今後の観光施策について
2. 動物愛護の在り方について
3. 女性の登用と人材育成について

6. 重富邦夫議員

1. 知的財産戦略について
2. 消防団員の確保について
3. 道路側溝の現状について

7. 友田香将雄議員

1. これからの時代を見据えた農業振興策について
2. よりよい学習環境・教育環境について
3. ニュースポーツの振興について

8. 吉岡正博議員

1. 町内の道路整備について
2. 町発展のための町職員人材育成について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則119条の規定により、本日の会議録署名議員として、中村秀子議員、定松弘介議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

それでは、通告に従って3点一般質問を行いたいと思います。

まず1点目、今後の観光施策についてということで質問をいたします。

10月くらいから、コロナウイルス感染症の減少が見られ、やっと元の生活に戻れるというような、和らいだ気持ちになっております。年末年始を控え、オミクロン株等の流行の兆しが見え、第6波が心配ではありますが、今のところ大丈夫じゃないかなというふうに思っておりますが、本町は特別に密になるという場所ではないことで、今多くの方がSNSの投稿で、稲佐神社、これは私もびっくりしたんですが、秋分の日、日の出を見ようと、あそこの駐車場に入り切らないくらいの方が、神社にいらっしやいました。友達も来ていたので聞いてみると、SNSで知った、神社の方のSNSの投稿で、ええ、そういうのがあるのかということで来たという方もたくさんいらっしやいまして、このSNSというものの力を思い知ったところで、他の市町から訪れていらっしやいました。アフターコロナを見通した今後、観光資源をどのように考え、どのようにPRしていくのか、白石町の観光戦略についてお伺いします。

○吉村大樹商工観光課長

白石町観光戦略についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスの発生と蔓延によりまして、世界的に都市封鎖や移動制限が行われ、自粛ムードも手伝い、観光業も大きなダメージを受けております。このような中、Go To Travelが実施されまして、新たな旅の形が幾つか見えてきたものと感じております。例えば、観光地の選択に当たっては、安心・安全を重視し、自然豊かなところに行きたい、または人混みを避け、地方でゆっくり過ごしたいという傾向は、新型コロナウイルスの影響で強まっているように感じております。また、飛行機や電車ではなくマイカーで行ける範囲や、宿泊地の地域に観光客がとどまるというスタイルも一般化してきているものと考えられます。新たな変異ウイルスも発見され、まだまだ予断を許さない状況ではありますが、コロナ禍において価値観やライフスタイル、旅行へのニーズが多様になる中、ウイズコロナ並びにアフターコロナを見据えた観光誘客を図るには、稲佐神社や縫ノ池といった本町に根差した文化、歴史、自然などの地域資源の価値をさらに見いだしまして、本町ならではの観光資源として発展させていくことが重要であると考えております。

観光戦略についての御質問でございますが、現在白石町観光推進協議会の委員様の皆様にユニークなアイデアがたくさん提案されておりまして、現在御検討をいただいているところでございます。今後においても、当協議会を中心に観光事業者、町内各団体の皆様が一体となりまして、本町ならではの魅力ある観光地域づくりに取り組み、誘客促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

その本町ならではの、各団体が協力し合って、耳にたこができるように聞きました。今、いろんな方から話を聞いて、白石町観光推進協議会というのが、若い人がたくさん入って面白いアイデアを出していますよというようなことでしたけれども、アイデアの段階で公表するというのもあれなんですけれども、例えばどんなアイデアとかどういう戦略、具体的なそこらへんの見通しとか、そういうアイデアの一端でも伺えれば、そういうふうに進んでいくのかなというような想像もできますけれども、またSNSなんかの、先ほども申しましたように、そういうふうなことを戦略に加えているかどうか、お伺いしたいと思います。

○吉村大樹商工観光課長

現在、観光推進協議会で出ているアイデア、あくまでもアイデアということでよろしくをお願いします。

まだまだ検討中でありまして、決定した事項というのはございませんが、現在御提案いただいているアイデアの中に、有明海沿岸道路が開通しましたので、白石町内、佐賀方面からなり、有明海沿岸道路を走行中に目につく福富マイランド公園の塔に、例えばバルーンとか、そういうのを塔自体にバルーンで飾りつけを行って目立たせて、そこ行きたくなるような仕掛けを施したり、そういうところを町内に数点、点々と設置する中で誘客が図れるんじゃないかと、そういうアイデアもいただいておりますし、観光推進基本計画にもありますが、学生の校外学習、また田舎暮らし体験として修学旅行生を対象とした民泊を募集して、そういう民泊ができないかということで、町内のほうに集客、町の活性化に向けたことができないかというような様々なアイデアが現在出されているところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

同じようなメンバーで同じような会議じゃなくて、新しいメンバーで新しいニーズに合わせて新しい方法でというようなことを考えていただいて、画期的なアイデアが出されることを期待しているところです。

次に、福富インターが開通し、多くの方が白石町においでになっております。六角川大橋を渡って道の駅に買物に来る人さえいるように、道の駅しろいしが担う役割は大きいと思いますが、その役割について考えを伺います。

○吉村大樹商工観光課長

道の駅しろいしが担う観光としての役割ということでございます。

御存じのとおり、道の駅しろいしにつきましては、まず地域情報を提供する「みちにつながるターミナル」、また地域特産物の魅力を発信する「ひとを呼び込むターミナル」、最後になりますが、町外からの来訪者を意識した観光拠点としての「まちを活かすターミナル」という、この3つの機能を有しておりまして、本町に訪れていただくお客様の玄関口としての役割を現在担っていると思っております。令和2年度に

は、年間で約50万人を超えるお客様に御来場いただきましたが、今年7月24日、有明海沿岸道路福富インターが開通しましたので、レジ通過者数を見ましても、今まで以上のお客様にお越しにいただいている状況でございます。このようなことから、地域情報を提供する「みちにつながるターミナル」、また地域特産物の魅力を発信する「ひとを呼び込むターミナル」としての機能は発揮しているのではないかとというふうに思っております。しかしながら、今のところ本町へお越しにいただくお客様の目的が道の駅しろいしで完結しておりまして、本町を観光地として周遊されるお客様は少ないということで推測しておりますので、町外からの来訪者を意識した観光拠点としての「まちを活かすターミナル」の機能はまだ不十分かと考えております。

今後は、観光に関する交流人口の拡大に向けまして、道の駅内にごございますデジタルサイネージで表示するコンテンツ等の充実、また観光コーナーの充実を図るなどいたしまして、対策を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

伺ったように、意識として玄関口としての役割、あるいはまちにつなぐ役割ということがあるということをしかりと道の駅の役割として把握しておいていただければ、考え方も施策もおのずと変わってこようかと思えます。

次に、有明海沿岸道路福富インターが開通して5箇月目に入りました。町は、道から開けていくものですよね、昔の五街道、街道筋が発展したように。道の駅は、昔で言えば街道で、大きな発展が期待される場所です。開通後において、道の駅しろいしの経済効果について、今のところどのように把握しておられるでしょうか。

○吉村大樹商工観光課長

福富インター開通後の道の駅しろいしの経済効果という御質問でございます。

有明海沿岸道路福富インター開通後の道の駅しろいしの全体売上げの状況ということで御説明をいたします。

開通前の7月1日から開通後の9月30日までで比較をしておりますが、開通前の1日当たりの平均売上げが約69万円ございました。開通後は、平日の部分で約102万円となっておりますので、1.4倍の売上増というふうになっております。また、土日祝日においても、開通前の1日当たりの平均売上げが127万円、これが開通後は181万円と、同じく1.4倍の売上増となっており、うれしく思っているところでございます。

以上の状況から、福富インター開通は、道の駅しろいしの売上げ及び出荷者の所得向上はもちろんのこと、本町への交流人口の増加に効果的だったというふうに考えております。

ちなみに、道の駅周辺の店舗に福富インター開通による影響についてお聞きをしましたが、複数の店舗で交通量が増えたということで、売上げが上昇したということでございました。道の駅を含め交通量が増加した沿線の店舗についても、開通がプラスとして現れたというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

まさに道が経済に及ぼす効果を、たった5箇月ですけれども、如実に現していることだというふうに思っております。

次に、9月議会で前田議員の質問に、町の魅力発信は、町のホームページアクセス数で判断しているという答弁があり、令和2年度は72万3,000件で、大きくクリアしたと言われました。道の駅しろいしのホームページが情報発信として機能しているのか。ずっと見ているんですけれども、令和2年は2月から更新されておりません。本当に情けない。ホームページが大事だとあれだけ言いながら更新されんというのは、どういうことだろうかというふうに思っているところです。今、情報はSNSで発信され、それで人が動く時代になっている。先ほど紹介しました稲佐神社だって縫ノ池だって、媒体はSNSなんですよ。そういうことで、今後ホームページの更新、フェイスブックなんかは週1、またイベントごとに更新がされていて、そこらへんはよく見るところですけれども、いろんな媒体、ホームページというのをどがん考えとんさっとやろうかというふうに考えるところです。誰がそういうホームページやフェイスブック、あるいはそのほかのメディアですね。誰が管理し、どうやって更新されていくのか、今後の、先ほど申しました町をPRする、そういう方針について、情報発信の在り方を伺います。

○吉村大樹商工観光課長

道の駅のSNS等の活用の情報発信という御質問でございます。

道の駅では、ホームページと併せまして、フェイスブック、インスタグラムを活用した情報発信をされております。しかしながら、議員が申されますとおり、道の駅のホームページは長い間更新がされなく、情報が少ないということで、この分につきましては担当課、商工観光課のほうにもお客様からお声をいただいていたところがございます。そういったことで、ホームページの更新がされておりましたが、現在、既に道の駅のほうから業者のほうにホームページの作成を委託されておまして、ホームページについては12月中に閲覧可能になるということで情報をいただいております。ホームページが閲覧可能となった場合は、道の駅の情報をこまめに更新していただき、より情報発信に努めていただきたいというふうに考えております。また併せてフェイスブックやインスタグラムは既に活用されておまして、道の駅の職員によりその日の売上状況、また売場状況等がこまめに現在発信をされております。11月16日現在では、フェイスブックのフォロワー数が426人、インスタグラムのフォロワー数が656人となっており、これはこれからまだまだ増えるんじゃないかということで見込んでおります。

今後さらなる道の駅への来場者確保に向けて、出荷されている特産品の紹介やイベント情報等の積極的な発信を計画されております。また、道の駅職員以外でも、道の駅出荷者の皆さん、そして道の駅来場者の皆さんが独自にSNS等を活用して、道の駅しろいしや白石町の魅力を発信していただいているようです。今後も、議員もおっしゃるとおり、情報発信については積極的に更新等をしていただくよう、道の駅のほうに御意見をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○中村秀子議員

3月議会の答弁で、ホームページのアクセス数が72万でクリアしているという言葉に、私は愕然としたんですね。こがん全然更新しよらんと、ほかのところを見ながら72万を超えたら達成したということは、一体何を根拠として、何がいいと思ってしているんだろうかと思ったところなんですけれども、今フェイスブックのフォロワー数が426、それからインスタグラムが656、これをこんくらいでよかとやろかというような感想を、もっともこのフォロワー数だとか閲覧数というのは更新数に比例して大きくなるということを、私はずっとしていながら感じたところです。ぜひ、我が自慢の道の駅を職員の皆さんが、これはよかけん、これを絶対発信しちゃうと、若い人はそんなくらいすぐすつとですよ。こいを入れたけんが買うてもらおうと思ったら発信する、また出荷者の皆さんも、こいはおいが出したけんが、こいを載せてから買うてもらおうと、そういう善意の集まりが、業者に頼まれましたとおっしゃいましたけれども、業者がきちっとやるというフェイスブックよりも、こいは面白かけん、こいをぜひ見てもらいたか、こいはおいしかけん、絶対買うてもらいたかと、そういうような熱意のこもったフェイスブックは分かりますよね。そういうぜひ行きたいと思うので、ぜひ出荷者の皆さんや従業員の皆さんが自主的にそれぞれのフェイスブックから発信できるようになれば、我が誇れる道の駅がもっともっと活性化するんじゃないかと思っております。フォロワー数が、有名なところを見てみると、何千とか何万とかというフォロワー数を持っていますよね。420とか450は少ないというふうに感じております。よろしくお願ひいたします。

次に、福富インター開通後は、かなりのお客様に来ていただいております。しかし、現在直売所で17時までの営業、レストランは16時まで、軽食も16時までですが、当時18時まで営業しますということでしたが、いつの間にか時間が変更になっていたもので、それに対して質問をいたしました。お客さんが少ないので17時までにしたということで答弁がなされました。しかし、今の状況は大きく変わっています。佐賀から帰ってくる方々から、営業時間の延長を望む声が聞かれております。また、普通レストランというのは夜の営業を重点的にやっていて、ランチはおまけでやっているというのが普通の飲食店の営業形態ではないかというふうに思います。2階のフロアの広さと厨房設備を考えると、ランチだけにしておくのはもったいないなというふうに思いますし、そういう声をたくさん、三夜待があそこでできたら、観音講があそこでできたら広うしていいなという意見をたくさん伺います。町内飲食店が少なくなっている中、町内ですてきなレストランを展開していくことは、町民の潤いにもなります。今、町内を考えてみてください。1,000円前後で子どもを連れて楽しく、ちょっとした時間だけ食べに行けるというレストランは少ないですよ。道の駅は、価値のあるレストランだと思っております。福富インター開通後の運営の方針について、これは運営ですから、カンパニーの代表である副町長、答弁をお願いします。

○百武和義副町長

それでは、道の駅しろいしカンパニーの代表という立場で、私のほうから答弁をさせていただきますと思います。

先ほど議員がおっしゃったように、道の駅しろいしにつきましては、令和元年6月1日のオープン当初は、閉店時間を午後6時として営業開始をいたしましたけれども、運用をする中で、午後5時から6時までの来客者数が令和元年9月全体で14人、1日平均0.5人、10月で9人、1日平均0.3人ということで少なかったということから、同年11月から閉店時間を1時間短縮し、午後5時までに変更いたしました。その後、新型コロナウイルス感染症拡大もありまして、現在まで午後5時までの営業時間を継続しております。議員がおっしゃるとおり、福富インターチェンジ開通後は、道の駅の前面道路の県道武雄福富線の交通量が大幅に増加をいたしまして、来場者も増えてきたことから、来年3月からは再度閉店時間を午後6時に戻すということで決定をいたしております。また、レストランの夜間の営業についても御質問がございましたけれども、現在のスタッフの人数での営業時間延長ということは厳しく、夜間まで営業を行うということになれば、スタッフの増員が必要となりまして、スタッフ確保と、それから人件費の増加、こういったことが課題となるところでございまして、これについては引き続き検討をさせていただきますと思います。

先ほど申しあげました道の駅の営業時間等の運営に係る事項につきましては、指定管理者である地域振興団体道の駅しろいしカンパニーや、出荷者協議会の役員及び町で構成をします道の駅しろいし直売所運営会議で協議を行い、決定をしているところでございます。これまでも、議員皆様をはじめ、利用者の皆様からいろんな御意見、御提案をいただいておりますけれども、これからも道の駅を運営していく中で様々な案件が発生してくるものと推測されます。これら発生しました案件等につきましては、今後も運営会議等において十分協議の上、道の駅しろいしがお客様に喜ばれるよう、そしてさらに発展するよう運営に努めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○中村秀子議員

道の駅しろいしは、もうかる気はないんですかと言いたいですよね。もうかるチャンスが目の前にある、開通して車のどんどん来る、インターを下りてすぐ前が道の駅で、来よんさあばってん、閉めてしまおうって、普通一般企業じゃあ、一般商店じゃあ、あり得ないと思います。それは、7月24日の開通の時点から、今度は量が増えるからどうしようかね、そろそろ18時に戻したほうがよかっちゃなかろうかねというのが普通の商売のやり方じゃないでしょうか。お役所仕事の商売、これで白石町民の柔軟性、要望、10億円かけてつくった施設ですよ。その機能を十分に果たしているのでしょうか。ふがいない気持ちを、町民の皆さんの意見も、すみません、もっともです、もっともですと聞いて、私はここにこうやって代表して声を届けているわけですが、今の答弁を伺いますと、3月から18時に戻すと。何ですぐできないんですか。年末年始、書き入れどきじゃないですか。ここで何千万円か収入が上がったら、従業員さんにも臨時ボーナスとして経済効果が出てきますよね。それで、たくさん給

料をもらったら、たくさん買物もして、おいしいものを食べて、お金が回りますよね。そういうふうなところには行かないんでしょうか。非常にじくじたる思いがあります。この年末年始の特別期間だけでも、ほかの商店を見てくださいよ。イルミネーションをして、わあわあクリスマスソングでもかけて客を寄せよう、寄せようと努力しているところに、道の駅だけがすばっと4時半ぐらいになると掃除しよんさる。がらっとして、入る気もしませんよね。それでいいんでしょうか、伺いたい。副町長、すみません、お願いします。

○百武和義副町長

中村議員のおっしゃることはごもっともというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、1時間の延長ということだけでも、スタッフが不足をいたします。それと、今までの勤務体制の見直し、シフトの見直しも必要になります。そういったことで、すぐには従業員の方の採用ということもできておりませんので、何とか3月から元に戻したいということで御理解いただきたいと思っております。

○中村秀子議員

18時を17時に短めるのは、すばっとしんさったじゃなかですか。17時を18時にするのに、そがんたらたらたらたら会議をして、人を雇う、そういうふうなこともあるかも分かりませんが、この機を逸しては駄目なんですよ、いろんなことを。それをやる時期というのがありますよね。今、目の前に大きな獲物があるけれども、今そがん段じゃなかって、そういうことですかね。そこらへんをもうちょっと、私は納得できないので聞きたいと思っております。

○百武和義副町長

同じ答弁になりますけれども、まず従業員の確保をできなければ、すぐに6時まで延ばすということは難しいということです。そういったことで、従業員の募集も随時行っておりますけれども、今の時世の中でなかなか応募がないということもございませぬ。そういった中で、何とか3月からは6時ということでさせていただきたいと思っております。

○中村秀子議員

雇用をするということは、町民の雇用にもなるわけでしょう。前に6時から5時になったとき、その雇用はどうしたんですか。その雇用の変化、首にしたんですか、誰かを。そういうふうなことをして、また今度足りなくなってきたから来てくださいという、それは来んですよね。長期的な展望とか、そういうふうなものがなかったんでしょうか。

○百武和義副町長

首にされたんでしょうかという御発言でございましたけれども、もちろん解雇とか、そういったことはしておりませぬ。勤務時間帯のシフトの見直しで、現スタッフで午

後5時までということに変更させていただきました。何度も同じようなことを言いますが、1時間延ばすということが大変なこととして、従業員さんをまず探すということは、ハローワークなどを通じて募集しておりますけれども、なかなか応募がないという状況もございます。そういったことで、3月ということ目標を立てているという状況でございます。

○中村秀子議員

もっともと言いたいんですが、時間が迫ってきて、また次の機会でお聞きしたいと思います。

次に行きますが、年末年始、道の駅は例年贈答品で多くの取り引きがあっております。しかし、つ～つらつ～ですかね、軽食堂が売場になっていて、軽食を食べたお客様については不評でした。例年以上の集客があることを見込みますと、年末年始の営業の在り方には工夫が要ると思います。第2駐車場を設けていますので、テントを設営して外に売場をつくってもいいんじゃないかなというふうに思いますが、フェイスブックやったですかね、そこにはつ～つらつ～はテイクアウトのみですよというような告知がしてありました。ええっと思ったんですけども、去年と同じ、全然進歩ないなという。あそこをまたレンコン売場にでもするのかなというふうに思いますけれども、年末年始の戦略、あそこに、外のスペースが多いですから、テントでいろんな業者に来てもらって、それぞれ自分で売ってもらう。今、トマトだとか、いろんなところで自分で売られていますよね。ああいうふうな形態にして、にぎわいを持たせるような、年末年始、気分だけでも、今下がっておるところですが、コロナも収まったので気分が上がるような、そういう営業戦略、玄関口じゃないですか、白石の。さっきおっしゃった。そういうふうな営業の在り方についてどう考えているのか、戦略をお願いします。

○吉村大樹商工観光課長

道の駅しろいしの年末年始に向けた営業戦略という御質問でございます。

年末年始の営業戦略についてですが、例年道の駅しろいしは12月に、1年の中で一番多忙なレンコン商戦に突入されます。毎年この時期は贈答品として、また正月の食材として多くの方が道の駅へ白石レンコンを購入にお越しになりますので、今年も、通常第3水曜日が店休日でございますが、その店休日を返上し営業が継続されます。道の駅では、昨年レンコンを注文されたお客様に対し、ダイレクトメールを発送されておりまして、12月中に30本のラジオCM等の放送も計画され、集客に向けて取り組みがされております。

昨年の実績を申し上げますと、直売部門の毎月の販売金額が大体2,000万円から3,000万円でございますが、12月は約6,600万円ということで倍に近い売上げとなっております。今年は福富インターの開通もありまして、昨年以上のお客様に御来場いただけるものというふうに考えておりまして、併せて混雑が予想されるところでございます。このようなことから、町としても店内の混雑を解消したいということから、11月の道の駅役員会時に、レンコンをお持ち帰りで購入されるお客様への販売につい

ては、店頭販売でしていただけないだろうかということで打診をしております、現在その対応に向けて検討をお願いしているところでございます。また、道の駅でも同じく、これも混雑解消のため、農産物などを直接店頭販売していただける出荷者を募集されておるということで、現在数名お声をいただいているというようなことでございます。

とにかく、福富インター開通後初めてのレンコン商戦というふうになりますので、施設全体を有効に活用しながら、来場者対策と併せて、さらなる売上向上に努めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

少し楽しみになってきました。よろしく申し上げます。

次に、道の駅しろいしと福富マイランド公園はすぐ近くにあります。数年前、トイレの改修もされて、快適になったところですね。あんなに広い敷地と展望台がありますので、福富インターから下りられたお客様が行く先として、道の駅で終わるんじゃないかと、マイランドまで足を延ばしてもらって、そういうふうな仕掛けをしてはどうかと思えます。私の佐賀から来る友達は、六角川大橋を渡って、ちょっと高くなると、それに感動して、見晴らしのよか、六角川は見えるし、一面に田んぼの青々としたのが見えて感動したと言うんですよね。あんだ、マイランドの鉄塔に登ってんしゃいと、まだきれいかよというようなことを紹介したところでした。マイランド公園は、広くて芝広場があって、幼児が遊ぶ遊具もあります。いいんですが、なかなか、この前行ったときも家族連れが1組いらっしゃって、車は止まっているんですけども、人影がないというような状況でした。何か仕掛けが要るなというふうに思うんですけども、1つはドッグランをつくってはどうかと思えます。犬を飼っている方は多くて、高齢者で散歩に行くのにいいなと言いきあ人がおんさあけん、ドッグランだったらいいなというふうに思うんですね。金立サービスエリアに行ってきましたが、あそこはちょっと狭かたですね。この4分の1ぐらいのスペースですが、10頭ぐらいの小さな犬が、あそこはひもつきじゃないといけないんですが。

もう一つは、スケートボード場です。私は見てきましたので、オリンピックでもすがすがしい子どもたちというか、選手のスケートボードの在り方に魅了しました。持込み資料の、ボートレース場のすぐ真向かいにあるんですね。駐車場の中にあるんですけども、資料1が、これは誰もおらんやろうと思って、月曜日の午前中、10時ぐらいに行ったんですけども、2人の少年が、青年というか、練習していました、熱心に汗をたらたらかきながらですね。何しよつとと言うたら、今日は朝早く来ると人がいないんで、十分練習できるからと言って、練習を2人していました。見ていただくと分かるように、端っこのほうにコンクリートができた、くるってするやつ、あれが市でつくったやつで、ほかんとは愛好者でベニヤでつくって、縁に金属で囲ってがらっと下りるごたあと、これは愛好者でつくっています。市でつくってもらったものは、そこのコンクリートの部分だけですよというようなこと。2枚目の写真の真ん中のちょこっとなつとうでしょう。これが、行政でつくったものだそうです。ここは照

明もありませんから、日中できる、日中だけですね。明るいときだけできるということですね。駐車場も広いし。マイランドのあそこのスペースの中にこれができたら、若者たちが結構来るなというふうに思いますよ。佐賀市の子どもたちが、前にあったスケートボード場が廃止になってとても残念がって、唐津市まで来るそうです。武雄にも行くそうなんですけれども、唐津のほうが面白いからと言っていました。白石だったら佐賀市から結構近いので、愛好者は引き寄せられるんじゃないかなというふうに思います。

資料2が、これはホームページから取った、土日というか、こんなのにぎわっている写真。これは唐津、河畔公園のスケートボード場ですね。下が武雄市のスケートボード場で、これは御船の運動公園の下のほうの駐車場のスペースにありました。これ、たったこれだけで人が呼べるとですよ。若者がしに来るとですよ。今、中学生、小学生、何ば遊んでよかか分からんで、家でゲームばかりしているとですよ。外に出して、スケートボードでもしたら、あのスケートボードの文化というのは、けがはするかもしれないですけども、技をたたえ合ったり、上手かねと言ったりしながら、何かすがすがしい気持ちになるなというふうに思っております。

こういうふうに、スケートボード場であったりドッグラン、ほかに何かあればというふうに思うんですけども、このようにして、あそこのマイランド公園に人を呼ぶ仕組みというのができないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○谷崎孝則生涯学習課長

福富マイランド公園につきましては、スポーツとレクリエーションの2つのゾーンから形成をされておりまして、白石町の魅力を存分に味わっていただける施設として、多くの町内外の皆様が親しまれてきた施設でございます。完成してから27年目となります。そういうことで、近年では遊具施設やトイレをはじめ、公園全体の施設の老朽化への対応が喫緊の課題となっております。開園当初と比較をいたしますと、議員のお話にもありましたように、最近子ども連れの来園者数が減少傾向にあるというふうに思っております。

担当課といたしましては、今後の魅力向上の取り組み、そして道の駅や有明海沿岸道路を生かした交流人口を取り込む策として、今後は大型複合施設、遊具施設や、誰もが利用しやすい多目的トイレの整備、そしてフリーWi-Fi環境の整備、そして議員に御提案いただきましたドッグランやスケートボード場の整備もしっかり参考にさせていただきながら、関係課と連携して検討を進めていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○中村秀子議員

マイランド公園、よろしく願いいたします。

次に、動物愛護についてお伺いをいたします。

町内独り暮らしの方が増えてきておりまして、ペットは人間の感情を和らげたり、認知症の予防をするなどの効果があると言われております。テレビでも、ペット関連の番組が増えておりますけれども、町内でペットを飼育されている状況について、犬

猫ですね。その状況についてお伺いいたします。簡潔にお願いします。

○土井 一生活環境課長

町内で犬猫を飼っておられる、その飼育状況についてということについてお答えさせていただきます。

まず、犬についてですけれども、犬につきましては、狂犬病予防法の規定によりまして市町への登録が必要となっておりますので、本町のほうで今年11月末時点で登録されている犬は1,199頭でございます。例年、毎年春先に狂犬病の予防接種のほうを実施いたしておりますので、その案内はがきを出すと同時に登録犬の生存確認等も行って、毎年頭数については把握いたしております。

次に、猫の飼育状況でございますけれども、町内には猫を飼っている方も数多くいらっしゃると思いますけれども、猫につきましては登録や届出の義務は必要ございませんので、町のほうでは飼育状況、猫については把握できておりません。

以上です。

○中村秀子議員

犬は野良犬というのを見かけなくなりましたけれども、猫というのは結構いて、私が朝立っているところにも、学校に通学する猫がおります。子どもたちがかわいがって、ああいうのを地域猫と言うのかなというふうに思っておりますけれども、今の保護犬や保護猫の件数及び殺処分状況についてお伺いします。

○土井 一生活環境課長

近年の保護犬、保護猫の件数ということで、お手元のタブレットのほうに資料を掲示しておりますので、その資料に基づいて御説明させていただきます。

まず、県内で収容されている犬は、平成29年度以降は減少傾向にありまして、令和元年度は284頭、令和2年度は230頭が収容されております。保護された犬は、佐賀県動物愛護及び管理に関する条例によりまして、収容期間を1週間以上とされておりまして、その間に飼い主の元に返還できなかった場合は武雄市のほうにあります犬猫譲渡センター、また佐賀市三瀬のほうにあります動物愛護センターのほうで当面の間保護して、譲渡先を募集されています。しかしながら、保護した時点で既にけがや病気などが原因で自然死する犬も含めまして、やむなく殺処分される犬のほうも、表のほうに示しておりますとおり、年間数十頭いる現状でございます。

次に、猫の収容頭数につきましても、表に示しておりますとおり、令和元年度は440頭、令和2年度は271頭が収容されておりまして、猫の殺処分数についても表に示しておりますが、犬に比べて多い殺処分数となっておりますが、これにつきましては生後間もない衰弱し切った捨て猫、子猫の引取り数多くて、その収容中に自然死してしまう子猫が多いためとなっております。

以上です。

○中村秀子議員

野良犬は少なくなりましたが、野良猫が、地域猫というんですかね、動物愛護法もあり、地域猫として餌をあげたり世話をする方もいらっしゃいますけれども、地域猫の現状と、昨日のチラシに、こういう保護猫譲渡会と書いてチラシが入っていました。フラワーウッドさんがそういうふうに、ほとんど5回、月1のペースかな、譲渡会をされています。そういうふうに地域猫として、だけど、ここに書いてあるのが、絆プラネットでは、杵島地区を中心に動物愛護活動を行っております。正しい飼い方の啓蒙活動、保護動物の譲渡会、地域猫活動、動物の相談や解決方法の提案などを行っております。全ての活動の資金は、全て御寄附とボランティア個人の資金により運営しております。皆様の温かい御寄附を心よりお願い申し上げますというようなチラシが折り込んでありました。保護猫についての見解と、次の質問にも出しているんですけれども、繁殖力が猫の場合は高いので、放っておくと繁殖し過ぎて、地域で問題を起すことがあります。猫の場合もそうですので、不妊、去勢の処置が必要です。不妊、去勢のことについて、佐賀市はもとより、近隣では武雄市、江北町、大町町についても補助がついております。ついていないのは、近隣では本町が、太良町もそうだったかな、支援をしていないんですけれども、ここら辺にこんな個人で出しているというようなチラシを見ると、ほかの町は行政の補助があるわけですね。そこらへんについて2項目、まとめた形ですけれども、回答をお願いします。

○土井 一生活環境課長

地域猫、野良猫というふうなことで、まず地域猫というふうな言葉を初めて聞かれる方もいらっしゃると思いますので、その点について少し説明させていただきます。

猫の総称には、飼い猫、野良猫、地域猫という3つの捉え方がありますけれども、飼い猫はその名のとおり所有者がはっきりしている猫で、野良猫というのは所有者、地域でも一切関わりがない野良猫で、地域猫と申しますのは、特定の飼い主はいらっしゃいませんが、餌やりやし尿、ふん尿の処理、不妊、去勢手術などについて地域や団体が計画的に管理されている猫のことを地域猫と一般的に言われております。近年、本町のほうでも野良猫に対する苦情や相談が多くなってきておまして、この対策について本町でも何らかの取り組みをしていかなければならないと思っております。

先ほどの御質問の中の、飼い猫に対する不妊、去勢手術の補助をというふうな御質問でございまして、確かに県内の状況のほうを調べたところ、猫に対しての20市町のうち9市町の行政区のほうで、飼い猫に対する不妊、去勢手術はあるようですけれども、動物の愛護及び管理に関する法律の中では、動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して、適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適正な処置も講じなければならないというふうなことで、飼い主の責務というふうなことから、その不妊、去勢手術の費用につきましても飼い主の責任によって行っていただくことが適当であると考えているところでございます。しかしながら、先ほど申しました野良猫の繁殖によって、地域でかなりトラブルや問題が発生しているというふうなことを受けまして、本町としましても、地域猫の活動にぜひ取り組んでいただいて、地域のトラブルを解消していただきたいと思いますと考えているところでございます。その地域

猫活動に取り組んでいただけるというふうな地域があるかどうか、そのへんの情報を収集いたしましたして、取り組んでいただけるというふうなことであれば、県や町の職員もその活動に積極的に協力をさせていただきますして、不妊、去勢手術につきましても県のほうで全額負担をしていただけますので、そのへんは推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

不妊、去勢の手術についての補助金は考えていないということですかね、本町では。そういうふうには受け止めましたし、こういうこと、地域猫というか、保護活動をしている人たちについては、不妊、去勢の手術がしてありますよということであれば、譲渡率も高いと思うんですね。ぜひこういうふうなところに、見たら、こがん制度のあつとかにやと思うて、ぜひ言わんばいかんちゃんなかですかね。ぜひそうしてください。そして、ぜひ家で飼われている猫についてもほかの市町と同様に、不妊、去勢の手術について補助金をつけていただくような検討を今後していただければというふうに思います。

次に、避難所とペット、前回の災害のときにあまり多くなかったんですね、ペットを同行している避難。ペットがいるから避難できないという方もいらっしゃいますけれども、ペットの同行避難の状況と周知について、簡潔にお願いします。

○土井 一生活環境課長

災害時におけるペットの同行避難についてというふうな質問に対してお答えさせていただきます。

本町のほうでは今年度から、犬と猫に限ってではございますけれども、試行的に同行避難のほうを始めさせていただいております。この件に関しましては、駐在員会や広報紙等でお知らせをいたしておりまして、今年度避難所を設置したのが本町で3回ございましたけれども、その中で8月豪雨のときに犬が1件と猫が1件、2匹の同行避難を受け付けたところでございます。ただ、担当課としてはもっと多くの同行避難があるかと想定しておりましたけれども、実質実績が少なかったのは、同行避難を開始したということの周知が十分に伝わっていないこともあるかと思っておりますので、今後も引き続き広報等で、災害時は犬猫のペット同行避難ができますよというふうな広報に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

私は、今回の避難、私は白石地区は、有明地区しか行かなかったんですけれども、結構犬、動物、ペットがいるから避難所には行けないもんねとおっしゃる方が多ございました。親戚のうちに行くだとか、ペットを受け入れてもらえるところに移動、避難しているというような方が多かったので、どういう状況で避難します、それでクレームつけられたらあれですから、どういう状況でペット同行避難できますよというよ

うなことをぜひ周知していただいて、命を失うことがないように指導していただければと思います。ありがとうございます。

次に、女性の人材登用と人材育成についてお伺いをいたします。

まず、白石町の総合計画が審議されていますが、来年度の重点施策に基づいた人事の構想と指針について、簡潔に答弁をお願いします。

○百武和義副町長

簡潔にということでございます。

職員の人事異動につきましては、毎年12月に人事異動自己申告書を全職員から提出してもらっています。そこに、希望部署を書き添えていただき、これを参考にしながらということにしております。

それと、来年度の重点施策につきましては、教育環境充実のために不可欠な学校再編事業、それから激甚化、頻発化する豪雨を踏まえた水害に有効な流域治水対策事業、業務効率化のためデジタル技術を活用した業務改革であるDX、こういった取り組みが挙げられます。これらの事業への人事配置につきましては、業務をスムーズに遂行できるよう、職員が兼ね備えた知識や技術を基に適材適所の配置を考慮するとともに、先ほど申し上げました人事異動自己申告書を参考にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

この自己申告書をどう書かせるかというのが上司の努めじゃないでしょうか。そこに意識の改革がなければ、去年と同じような自己申告書になってくるし、全然変化がないんじゃないかなというふうに思っております。私は、平成29年6月議会で、管理職への女性の登用について質問をいたしました。第2次白石町男女共同参画推進プランの下、仕事、経営における女性参画の推進を目指す、男女を問わず、慣習にとらわれず変化に対応し、人権を尊重するよう意識改革に取り組み、個性を尊重して、家、家庭で積極的に参画するまちづくりを行う。副町長は、女性の管理職について、人事制度は人事評価とともに自己申告制度があり、昇任希望を取るが、希望が少ない。不安を払拭するよう研修を行い、適材適所で活躍できる人材を育成し、積極的に登用したいと答弁をされました。私のノートにそう記録しております。あれから4年がたちましたが、この議場にいるのは会計管理者の溝口さんのみです。4年、何にも変わっていないじゃないかと。一体どうなっているんでしょうか。この4年間、どのように研修を行い、また来年度の人事についてどのように考えているのか、副町長の考えをお聞かせください。

○百武和義副町長

先ほど議員のほうから、29年6月の一般質問のときと比べて何も進展していないのではという御質問でございます。

現在の女性の管理監督職の登用状況でございますけれども、係長、課長補佐、管理

職全体で95人中18人ということで、割合が18.95%となっております。前回29年当時と比べれば、2.7%程度増加ということにはなっておりますけれども、おっしゃいますように、管理職については1名ということで、登用は進んでいないという状況でございます。これの理由につきましては、前回も申し上げましたけれども、なかなか昇任希望者が少ないということがまず挙げられます。それと、昇任につきましては、人事異動自己申告書により昇任希望を把握しているということをお知らせしましたが、併せて各所属長から昇任推薦を出してもらった折、主にその職員の中から過去の人事評価結果を基に最終的な選考という形で行っております。前回も申し上げましたけれども、女性職員は家事や子育て、家族の介護等を担っているという状況、現状が多くございまして、管理職への女性職員の登用につきましては家族の理解、協力も当然必要とは思いますが、まずは仕事と家庭を両立できる、女性が働きやすい職場環境づくりが必要ということで思っております。

研修の実施状況でございますけれども、今後のキャリアアップに必要な能力を培うためのテーマ別研修、それから各団体で行っていただいております女性職員を対象とした研修会、それから今年は特に、長崎県内の市役所に勤務されている女性職員を講師に招いて研修会を行いました。その中で、女性職員からいろいろな意見もいただきました。こういったことを参考に、このような研修も毎年度継続して実施をしていながら、何とか女性の管理職を増やせるように努力をしていきたいというふうに思っております。今後、今から人事の時期になるわけでございますけれども、女性職員の方々ともいろいろな話もさせていただきながら、何とか増やしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○中村秀子議員

ぜひ女性職員のスキルを高めて、男性職員よりも何倍も仕事ができる女性職員をつくって、来年の3月の人事異動の中では何人も女性管理職が出るように期待しております。もしできなければ、また何回も何回もこの質問をする必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで中村議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時31分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

皆さんおはようございます。

重富邦夫でございます。今回、12月議会の一般質問、通告どおり、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、大きく3点通告しております。

1項目めの通告として、知的財産戦略についてということで、現在は少し落ち着いている新型コロナですけれども、最近新たに出てきたオミクロン株の影響がどのようになってくるのか、予断を許さない状況でございます。それと同時に農林水産業も商工業も先行き不透明な状態であろうかというふうに思います。そんな中でも、白石町の代表的な農産物のタマネギ、レンコンをどうやって差別化を図り、付加価値をつけ、売りさばいていくのかというところが年々とハードルが高くなってきているように感じております。白石農林水産品のブランド化対策はどのように取り組まれているのか、まずは答弁をお願いいたします。

○吉村大樹商工観光課長

白石農林水産物のブランド化の対策という御質問でございます。

ブランド化といいますと、基本的には商品自体が価値を持ち、その価値が消費者に適正に評価され、価値が管理され続けることで生産者と消費者との信頼関係が築かれることというふうに理解をしております。本町におきましては、現在白石ブランドの確立に向けて町、JA、漁協、商工会、そして産物直売所連絡協議会から成る白石町特産物PR推進協議会において活動を行っております。主な活動としましては、通常ではございますが、しろいしみのりちゃんを使ったPR活動、タマネギ、レンコンに関しては、首都圏において町長とJA幹部によるトップセールス活動、東京での協力店をお借りしましてのPR販売活動、そして東京都庁での白石町特産物フェアにより本町特産物のPRを実施することで、白石ブランドの周知を図っているところでございます。

いずれの活動にしましても、JAと連携し、首都圏においては佐賀県首都圏事務所、青果会社、スーパー等の大型店舗の御協力により、事業を実施、お客様からも現在好評をいただいております。残念ながら、令和元年度よりコロナウイルス感染症拡大に伴いまして、十分な活動ができていない状況ではございますが、状況が緩和すれば、PR活動を再開したいと思っております。

また、本町では、しろいしみのりちゃんのキャラクター、そして佐賀白石のタグマーク、白石タマネギ及び白石レンコンのロゴマーク、この4種類を商標登録しております。この商標登録の分について、申請者に対し許可をしているところでございます。これにより、申請者が商品の梱包紙等に印刷する、またはシール等で貼り付けることで、消費者が正確に白石町産であるということを認識することができることにより、これもまたブランド化を図っているところでございます。

併せてふるさと納税制度による寄附についても、ここ数年伸びてきていることから、返礼品を全国に向けて発送することにより、白石ブランドが徐々に浸透しているというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

先ほどの答弁の中でございましたけれども、白石レンコン及びタマネギ、こういうところのロゴマーク等々の商標登録を行っているというような答弁でございましたけれども、そこも今回挙げている知的財産の部分の一つだというふうには認識しております。結構なことだというふうに思っております。

農林水産省のほうから出されている知的財産戦略2025ということで、令和3年4月に新しく出されておられる事業がございます。その中を読ませていただきますと、日本の農林水産品及び食品だとか、そういった技術だとか、他国に類を見ないほどの特性、強さ、そういったものを持った有効なものであるというふうに書かれております。また、グローバル化に伴って、今後は国境を越えて物自体が流通する、海外市場の販路を拡大するという目線からも、輸出拡大というところに重きを置かれているところでして、それと同時に海外市場をターゲットとするということになれば、知的財産の保護という局面も増加してくる。模倣品だとか、そういったもので我々が持てる財産が侵害されるおそれが高くなるというところで、農林水産省は警鐘を鳴らされております。また、このコロナ禍の中で社会全体デジタル化だとかデータ活用だとかが今後さらに進んでいくだろうということとして、農林水産業の分野も例外ではなく、今後はITだとか、そういったものが農業機械とかにも既に組み込まれているんですけれども、さらに進展していくだろうという予測でございます。また、そこをつくるソフトウェア会社が、ITというのは結局農業の分野でも農家さんの経験だとか、肌で感じたものを聞き取った上で、それを機械の中に組み込んで、スマート農業の機械だとかを開発していくんですけれども、そこ自体が海外に流出するおそれもあるというところも、危険性をはらんでいる部分もございます。この知的財産戦略は、1次戦略から2次戦略、3次戦略と、これまで様々に施策を考えられて、更新をされてきておるわけなんですけど、この知的財産戦略の中の取り組みの中の一つに、地理的表示保護制度というのがございまして、これは商標登録とはまた違う分野でして、担当課にお聞きしますが、ここの説明と、その知的財産の保護というものをどのように考えるのか、答弁をお願いいたします。

○吉村大樹商工観光課長

知的財産の保護についての考え方ということでございます。

地域には、長年培われた特別な生産方法や、気候、風土、土壌などの生産地の特性により高い品質や評価を獲得するに至った産品が数多く存在しております。これらの産品のうち、品質や社会的評価など、確立した特性が産地と結びついている産品について、その名称を知的財産として保護する制度が地理的表示保護制度、通常GIというふうになっております。この制度は、平成26年6月18日に成立しました特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づき運用されております。このGI保護制度では、産地、特性、生産の方法等を記録した、その基準を満たす産品にのみGIを使用することができますので、そのGIの不正使用については国が取締りを行われるとい

うような形になっております。また、これらの製品の名称が海外においても保護されることから、輸出先においても日本の製品の名称がG Iとして保護されるというような制度です。この法律により、地域の生産者は自ら生産する農林水産物等が適正に評価され、その財産価値の維持向上が図られるとともに、基準を満たした製品にのみG Iが使用されるため、表示を信頼した消費者も保護されるということになります。

このように、地域製品の品質について国のお墨つきが与えられることとなりますので、品質が保障された地域ブランド、製品として価格の維持、向上が期待されることは町としてもメリットがあると考えております。ただし、申請に際しましては、J Aや町内の青果会社、並びに生産者の御理解が必要でありますし、要件にあります製品が有する栽培年数や地域の特性、またその生産方法を明確に定める等々の登録のための厳格な状況がございますので、関係機関、事業所、生産者と綿密な調整が必要と思われま

以上です。

○重富邦夫議員

このG Iという制度でございますけれども、今までは農林水産の分野ではなかなか意識をされてこなかったところですね。今までは、対日本人というところで、日本の方が人のものを奪うといいますか、そういうことはやらないだろうという大前提の下だとか、この分野は国が保護してくれるであろうという思いとか、そういうことから、そこまで意識されてこなかったんだらうというふうに推測をいたしますけれども、この登録するメリットというものが挙げられておりまして、差別化、ブランド化ができる、ブランド価値が上がることで所得も向上し、持続的な農業が可能になるというところが1つ。国が模倣品の取締りを行ってくれるということですね。不正使用がもしあった場合には、登録者が裁判だとか、大騒動をすることなく、国がそれを肩代わりして補助してくれるという部分。それと、国際的にも保護され、類似品の被害も国が対策を行ってくれるというところで、登録の費用もそうそう高くありませんので、これはタマネギ、レンコンだとか、こういうところでできれば画期的になるんじゃないかという思いがございます。農林水産省は、海外市場販路開拓を推進されておりまして、今後T P Pの影響だったり、佐賀県の販路拡大がどのような方向に転換、展開されていくかということにもよりましてけれども、海外市場への販路拡大というところも予想されるであろうし、あと海外資本の事業者というところとのやり取りというもの、少なからずこれからは出てくるはずだと思うんですよ。そうなれば、これを登録することのメリット、海外販路というものはメリットというものもございますけれども、知的財産の侵害というものも十分に考えられるわけですし、本町の代表的な白石タマネギ、レンコンの現在の保護策としてどのようなことを行われているのか、お願いいたします。

○木須英喜農業振興課長

現在の保護策という御質問でございますが、白石タマネギ、白石レンコンにつきましては、残念ながら現在検討をしていない状況でございます。この地域名が入った農

産物の保護策としましては、先ほど商工観光課長のほうから答弁がありましたように、G I制度の活用が一番ではないかと考えられます。しかし、この制度を活用するためには、白石町全体をカバーできるように、地域協議会なるものを設立いたしまして申請する必要があります。そのメンバーの中には、当然であります、J Aさがをはじめとしまして、関係する青果業者の方々の参加も必要になってくると考えられます。そうした中で、いろいろな流通形態や販売方法を持っておられるJ A、事業者さんを一本化するというのは、かなりハードルが高いのではないかと考えております。まずは、J Aさがを含めた青果業者さん等への説明を行いまして、議員がおっしゃられる知的財産保護の必要性をまず検討すべきというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

農林水産省のホームページを見ておりますと、現在このG I登録をされているのが、日本全国40都道府県の中で107産品あるということでございまして、その中で我が町の作物と類似するものが何かあるのかなというふうに見させていただいておりましたら、レンコンが1件登録がございまして。大口レンコンというレンコンでございましてけれども、ここのレンコンが登録できているのであるなら、白石もできるんじゃないかという単純な考えで今言っているんですけども、これは改めて後からホームページで確認してみてください。海外のものも3品目登録されているようございましてけれども、このG Iを登録したことによって、実際登録を行った生産団体のロコミというものが載っていたものですから、読ませていただきますけれども、付加価値がついたことによる価格の上昇、販売価格は20%から30%ほど高くなっておりまして。取引量というものも2倍になったというところもございまして。ブランド価値が上昇し、新規顧客が増加したと。メディアに取り上げられ、知名度が上がったと。地域の人から認知され、特産品として成長できればいいというような声もあり、生産者の意欲向上、モチベーションアップ、ここがポイントでございまして、国から認めてもらったことで生産者に自信がつき、モチベーションアップということですね。もっといいものをつくっていこうという品質管理の部分での向上ですね。こういったところにもつながっているというロコミがございました。これは、単純に恐らくいい事例だけを書かれているロコミだと思うんですよ。この107品目の登録の中には、登録しても何もならなかったというところもあろうかと、恐らくはあろうかと思っておりますけれども、こういう影響もあるということですね。今、答弁の中でも慎重な検討が必要ということでございましたけれども、私は町の経済安全保障という観点からも、我が町の歴史あるタマネギ、レンコンでございまして、このG Iの登録は知的財産の保護策として必要なことではないかというふうに考えます。例えば、先ほどの地域協議会というふうなことをおっしゃられておりましたけれども、登録するためには、例えばどのような流れとか手続が必要になってくるものなのか、そのあたりのところをお願いいたします。

○吉村大樹商工観光課長

このG Iに関する手続の部分について、分かっている範囲ですが、御説明をいたします。

まず、申請については、生産者が組織する団体で構成された申請者のほうが、まず農林水産省のほうに登録申請というふうになります。その登録時に、生産者団体がその製品の名称、そして特性、生産地、生産方法を明確に表示して登録申請がなされるというふうになります。この部分で、県のほうで今、このG Iの関係で取り扱いをしていただいている佐賀県知財総合支援窓口のほうにお聞きをしたところ、例えばメロン等には糖度があります。糖度がある分については糖度で表示ができると、何度以上とかですね。そういうことでの品質という表示ができるんですが、例えばタマネギとした場合に、その品質というのをどこで設けるかと。大きさを設けるのか、あと特性のある成分を設けて、そこを登録するのか。例えば、レンコンでございます。レンコンの成分を表示するのか、糖度をこういった形で登録するものなのか。逆を言いますと、その糖度以外の部分は白石レンコンじゃないのかと。白石タマネギじゃないのかというようなことにもなりかねませんので、そういう申請の条件というのを詳細に打ち合わせる必要があるんじゃないかということでも聞き及んだところでございます。

そういった形で登録申請をした後に、農林水産省のほうから品質管理等の体制のチェック等が入りまして、それで最終的には数回の体制チェック等が行われた後に許可が下りるということでございますが、先ほど申しました知財総合支援窓口のほうに聞いたところ、通常G Iを取得するという期間としましては、計画してから少なくとも1年はかかるだろうということでも聞き及んでいるところです。とにかく、この地理的表示のポイントは、その製品の特性とか、そういうものを明確に表示する必要があるということです。

以上です。

○重富邦夫議員

先ほどの話を聞いておりますと、生産工程だとか特性だとか、そういったところの基準、または線引きですね。難しいところがあるということでもございました。確かに、何を基準にそれを登録するのか、またそれ以外のものは売れないのか、売れないことはないんですけども、その名前を出せないのかという、難しい線引きですね。こういうところは、それこそ団体で様々な意見を交わしながら協議をしていかなければ、なかなか導き出せない部分があるのかなというふうにも感じました。しかしながら、方向性としては、この知的財産の保護という分野では、私はG I登録が必要だというふうに思いますけれども、ここに対してどう考えられるのか、お願いいたします。

○木須英喜農業振興課長

知的財産の保護につきましては、先ほど来答弁しておりますG I制度のほうを申請するというのが必要になってくるかと思っております。この制度は、先ほど商工観光課長が申されたとおり、申請時に生産者団体が定めた生産地や生産方法の基準を満たす製品のみ、この名称は使用可能ということでもございます。この制度をタマネギやレンコン

で活用しようとした場合、先ほど来申しました地域協議会、こちらのほうを設立しまして申請することになります。例えばですけれども、その中心的役割を担ってもらうことになるかと思いますので、JAさかのほうにお話をお伺いさせていただきました。これについては、明確な回答ができないというふうなことでした。理由といたしましては、県内のJAが広域合併をいたしまして、JAさが発足しておりますが、これにより選果場等の施設の統廃合が確実に今後進むであろうというふうに考えられております。それに伴いまして、JAさが白石事業所に設置してある選果場等々でも、町外のタマネギやレンコンが持ち込まれるということが十分考えられるということで、白石産という表示ができなくなる可能性もございます。また、ほとんどの農産物が今現在JAさがという表示で出荷されるということを挙げられていらっしゃいました。JAさがのほうでも、地域の名称の存続や出荷方法等についても議論されているということではございますが、最終的な方針、結論はまだまだ出ていないということではございます。いずれにしても、重ねての答弁になると思いますが、知的財産の保護につきましては、内容、必要性、またメリット、デメリット等がございますので、この整理を行いまして、関係機関において慎重な検討が必要になるかというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

町外でもタマネギ、レンコンの作付は行われているということでして、県内他地域で同じ生産工程を行ってできたタマネギ、レンコンでも、同じ佐賀県の中でも、実際は土壌や風土で味に違いがあるわけではございまして、先ほど商工観光課長の答弁の中でもありましたけれども、登録要件にその商品の特性や生産方法を明確に定めることであつたり、JAさんになれば、白石町を越えて佐賀県という枠組みでございまして、商社に対しても、町内産だけを扱うわけでもございせんので、現時点では話を持ちかけても、なかなかテーブルに着いていただくという可能性が低いわけでは、ハードルは高いんだらうというふうにも私自身も理解をしております。しかしながら、海外には当たり前のように知的財産を侵害してくる国民性を持った国というのがあるということと、商標登録といえ、とにもかくにも先願主義、早い者勝ちというところで、特に農林水産業の現場は、これまで知的財産をほとんど意識してこなかったため、現場では適切に活用できる知識と人材が不安視されます。ここの目線にいたしましても、インターネット販売であつたり、容易に海外とやり取りができる時代でもございますので、この知的財産を適切に保護、活用する体制づくりと人材育成というものをどう考えられるのか、お願いいたします。

○木須英喜農業振興課長

知的財産を適切に保護、活用する体制づくりと人材育成という御質問でございました。ちょっと質問の内容とは変わってくるかと思いますが、私のほうから答弁をさせていただきます。

知的財産の保護に関しましては、地域を守るという意味で重要なことであるという

ふうに感じております。しかしながら、まずはこの制度の概要を理解いたしまして、町内のタマネギ、レンコンの流通に携わるJAや事業者との検討を行いまして、その重要性、必要性を探っていくことが必要ではないかというふうに考えております。現行タマネギにおいては、国内産が不足した場合には中国から大量に輸入をされている状況であります。ただ、将来海外への輸出などの動きが加速いたしまして、白石タマネギ、白石レンコンの知的財産の保護が必要ではないかというふうに判断された場合には、町が中心となりまして地域協議会等の組織づくりを進めていくことも必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

これから、このようなことが大なり小なり身近で起こり得る可能性も高いわけですので、どうかそういった部分で農林水産業の皆様も危機意識を持っていただけるように周知を図るといふところも大切なのかなというふうにも思います。そして、この知的財産の保護に関しましては、侵害をされるという部分ではほぼほぼそのものが売れかかったときにそのような状況に、侵害される状況に陥るわけございまして、まずは売上げを伸ばしていくということから、こういう知的財産の部分も意識しながら、今後は活動、取り組みを進めていただきたいというふうなことを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

2項目めの質問についてですが、消防団員の確保ということで挙げさせていただいておりますけれども、私も消防団に入隊して、ぼちぼち25年になろうとしておりますけれども、私たちが入団した頃というの、またそれ以前からもそうだったんだろうと思いますけれども、消防団に入って地域貢献するのは当たり前だとか、何となく周りの人が入っているから取りあえず入っておこうみたいな、地域組織の意思というのがそうさせていたんだろうなというふうに思いますけれども、現在はそういったものがだんだんと薄れてきておりまして、そのように感じます。私も団員の勧誘というものをやらせていただく機会がございますけれども、人が少ない上に、入団するのに、ある種メリット、デメリットというところで見られてしまったりだとか、なかなか勧誘に行かないというのか、勧誘できないというのが現状であろうかというふうに、そういう感想を持っております。

そういった中、先日地元の消防の幹部さんたちと勧誘の話をしている中で、入団しても消防車を運転できないよと、今の若い方といいますか、年齢が二十歳ぐらいの方だとか、20代ですね。という声をいただきまして、1問質問を上げておりますけれども、特に現在消防団は農家の方だとか、日中地元にいるという方がだんだん少なくなってきた、日中仕事で地元を離れる方というのが多かろうというふうに思います。有事の際でも、現場に駆けつけられる団員に限られてくるわけございまして、そういう状況の中、現場には行けるけれども、免許が対応していないから消防車を持っていきませんと。となったら、本末転倒でございます。団員の確保を進めていく中において、対応した免許を取得できるような助成制度というのが必要であるんじゃないかというふうに思いますけれども、そのあたりはどう考えられているのか、お聞かせくだ

さい。

○千布一夫総務課長

平成29年の道路交通法の改正によりまして、準中型免許というものが創設をされております。平成29年3月12日以降に取得した普通免許では、車両総重量が3.5トン未満の車両しか運転できないようになっております。現在、本町が所有する消防ポンプ車、それから消防積載車は計46台ございますが、そのうち4台が3.5トンを超え、最も重いもので4.47トンとなっております。以上のことから、現行の普通免許でも運転できるように、車両を更新する場合には車両総重量が3.5トン未満になるような仕様で更新をしているところでございます。しかしながら、将来的には消防団活動に影響を及ぼすおそれもあることから、まずは全消防団員が保有する免許につきまして調査を実施いたしまして、今後その準中型免許等の取得に係る支援について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

総重量を超えるものが今現在では4台で、今後更新は重量が少ないやつに替えていくというところの話ですけれども、今オートマ限定で免許を取られる方が多ございまして、ミッションを運転できないと。当たり前のように自分たちはミッションの車を運転するんですが、今現在はそうでないみたいで、そういったところも含めて調査検討をしていただきたいというふうにお問い合わせを申し上げます。

この通告書の中には、中型免許という表記で書かせていただいていることに対しては、ある種産業の分野で、要は中型免許を持っていないと仕事ができないという業種もございまして。そういうことから、理由が不純になるのか分かりませんが、消防団に入れば免許を取得できるぞというような、一種の勧誘のメリットといいますか、そういうことをやれば、団員も仕事の面とか、いろいろな部分でいい効果が得られるんじゃないかと。仕事でも幅が広がって、給料が上がって、税金が上がってと、単純なことを言っていますけれども、そういうふうな流れをもって施策の展開というものをやっていただきたいというふうなことをお願い申し上げます、団員確保に対しては継続できるように努めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

3項目め、道路側溝の現状についてということでございます。

この質問に対しては、現在行われている流域治水推進事業の進展というのが大前提にあるというふうには思いますけれども、8月豪雨のレベルでなくても、側溝というものは一部延長が長いところは何キロもあって、最終的には水路につながっていると。ただ、土砂の堆積で本来の側溝の役割が果たせずに、側溝の延長が長いところで自分の自宅前だけを清掃したところで、結局のところ末端に土砂が堆積していれば水が流れないわけですから、そういったところで部分的に土地の低いところでは宅地に雨水が浸入し、宅内の護岸をえぐっているという状況も見受けられるわけございまして、まず側溝の役割について答弁をお願いいたします。

○笠原政浩建設課長

道路の側溝につきましては、通常の雨におきまして舗装路面の雨水排水を目的とした側溝でございますが、当然土砂などが堆積すると、排水機能が低下するものと考えているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

町道に設置されている側溝というのは、管理者は町でございますね。できるだけ堆積をしないような体制を整えておかなければ、理論としては高いところから低いところにしか行かないというところもあります、最終的には水路がはけなければ、側溝の機能も、どんなにきれいにしても果たせないというところもございますけれども、ただただ部分的に流れずに宅内に浸入しているところも見たりもしておりますので、そういうところで側溝の大きさが今の現状の規格、県規格で設置されておられますけれども、その大きさを、今の気象条件等を勘案してみて、大丈夫なのかというところも、そういう心配もあって、そのことはどう考えられているのか、お願いいたします。

○笠原政浩建設課長

道路が冠水するほどの大雨というようなことになりましたと、側溝の排水先であります水路の水位が高くなりまして、側溝の水も排水できなくなるというような状況になります。こういった場合、道路の側溝での排水というよりは、水路の側の排水をうまくやるほうがいいんじゃないだろうかというふうに考えております。今後、議員が申されますとおり、流域治水対策事業によりまして側溝の排水先であります水路の排水が改善されるというようなことで、道路側溝の排水機能も向上していくのではないかとこのようにも考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

この側溝清掃でございますけれども、地域で側溝を清掃しようということでやられている地域もございますけれども、これがまた人が集まらないとか、なかなかの重労働でございますが、まず側溝の蓋が外れないというところ、それでその蓋自体が重いんですよ、車道用のコンクリート蓋でございますので。人員も高齢化してきてみたり、そういう状況から、なかなか側溝清掃をせんばいかんねというふうに思っておられても、現実に至らないというところが現状じゃないかというふうに思います。ですから、こういった清掃道具の装備であったり、重機を使用したり、重機のリース費だったり、バキューム清掃車を要請する場合もございます。こういったところの費用の助成の在り方というのは現在どのように行われているのか、お願いいたします。

○笠原政浩建設課長

道路の側溝につきましては、道路路面の排水処理を基本として設置いたしておりますが、宅地等への流入を防止する役目もいたしておりますので、側溝の清掃は欠かせ

ないというふうに考えているところでございます。基本的には、清掃につきましては地域での対応をお願いしているところでございますが、場所によっては、議員おっしゃるとおり、対応が困難な場所もあるというふうに思っておりますので、まず御相談いただければと思っております。その相談をいただいた後に、こういった対応ができるのかを含めて検討していきたいというふうに考えております。

それから、側溝清掃に対する助成金というようなことでございますが、地域で取り組む道路環境整備といたしまして、側溝清掃にも活用できる町単独の道路等環境整備事業費補助金が適用できますので、こちらのほうの活用をお願いしたいと思います。具体的には、建設課のほうに御相談いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

助成金等々があるということで、そういったことがございましたら、ぜひとも相談に乗っていただいて、前に進めていただきたいというふうに思います。

先日、職員の方から、この側溝清掃のことに対しまして、どこかの地区は消防のポンプを使って側溝の堆積した土砂を流していたというところもあったということでございましたけれども、消防は確かに毎月ポンプ点検をするわけでございますので、そういうエネルギーを無駄に使わないという意味では、なるほどなというふうに思ったところでして、総合計画では参加と協働の推進というのをうたわれておりまして、町を取り巻く各組織は何の変化もなく、同じことを毎年繰り返しているという現状もあるかというふうに思います。このコロナ禍ではっきりしたというふうに思いますけれども、別にやらなくていいじゃないかという事業とか、そういうこともあったというふうに思います。各組織の活動内容の精査であったり、協働の在り方というものを改めて確認すべきじゃないかというふうに思います。例えば、各自治区の協働の部分のポイント制にするとか、何ポイントたまったら10年後にはどこどこを整備してあげますよだとか、例えばですよ、そのように人が自ら進んで動けるような仕組み、協働の在り方に変えていくべきではないか、見直すべきではないかというふうに思いますけれども、副町長、答弁をよろしくお願いします。

○百武和義副町長

重富議員のほうから、特に道路側溝等につきまして、地元のほうで現在行っておるけれども、総合的にほかの施設等も踏まえて何か制度を考えるべきではという御質問だと思います。

先ほど、建設課長のほうからも答弁をいたしましたように、現在特に道路側溝等につきましては、地元の御協力をいただきながら維持管理を行っておるところでございます。先ほど言われたように、今後、既に人口の減少、それから高齢化、こういったことが始まっておりまして、なかなか道路側溝をはじめインフラ施設の維持管理については、地元だけでは難しいのではということも出てきました。そういったことで、今後協働という理念の下に町民の皆様の御協力もいただきながら、どうやって維持管理を行っていくか等について十分に検討を進めていく必要があるというふうに思いま

す。

以上です。

○重富邦夫議員

同じことを繰り返すということではなくて、今何が必要なのかということを変更して考えた組織運営というのが、今だけではなくて、いつの時代にもこれは必要なんだろうというふうに思います。

今回の一般質問としましては、町民の財産の保護であったり、組織の維持管理等々で質問をいたしましたけれども、最後に町長、総括して答弁をお願いいたします。

○田島健一町長

重富議員からは、今回これまで大きく3点について御質問をいただきましたけれども、総括をしてということでございますけれども、私のほうからはあえて知的財産戦略について、少し考え方と申しますか、今後の取り組み方について、先ほど来の商工観光課長や農業振興課長の答弁と重複するかも分かりませんが、述べさせていただきますというふうに思います。

本町の先人の方々、また今日の生産者の方々の努力などによりまして、白石レンコンや白石タマネギが全国に名をとどろかせるまでになってきているというふうに思います。しかしながら、この白石という名前がなくなってしまうのではないかという思いが強く、その名称を知的財産として保護する制度、すなわち地理的表示保護制度、通称のG Iに登録すべきではないかとの質問であったんじゃないかなというふうに思います。登録申請につきましては、課長答弁にもありましたが、ハードルが高く、いろんな関係者との協議が必要になるとのことでございます。現時点において、全国では100品目以上の登録があるようでございますけれども、佐賀県内ではゼロということでございます。現在は、白石町特産物PR推進協議会により、県外へ出向いてのPRをしたり、キャラクターやタグマーク、ロゴマークを商標登録して包装紙等に印刷をすることで、白石町産であることを認識させて、ブランド化を図っているところでございます。

ところで、今年は4月に白石タマネギを、そして今週13日から18日まで白石レンコンを、フジテレビ系めざましテレビのめざましじゃんけんで全国的にPRをさせていただいております。4月のタマネギにつきましては、100名様プレゼントでございましたけれども、36万1,000通の応募があった、それ以上の方たちが見ていただいていたんだということございまして、今回のレンコンについてもどのくらい来るのか、楽しみといいますか、数字を確認したいなというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、商品のPR、農産物のPR、さらなるブランド化、そして知的財産への保護のために、我々はもっともっと勉強していかなければならないと認識させられたところでございまして、これについては慎重に検討もさせていただきますというふうに思います。

以上でございます。

○重富邦夫議員

慎重に検討していただく、慎重過ぎるのもというところで、そういったバランスを取りながら、しっかりと前に進めていく、無駄のない施策の展開を期待することを申し上げまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで重富議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時41分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。友田香将雄議員。

○友田香将雄議員

議員番号3番、友田香将雄でございます。
通告に従い、質問をいたします。
まず、時代を見据えた農業振興策についてです。

今年の9月定例議会の際にも、農地の集約や集積化に対する重要性について質問をさせていただきました。その際には、農業振興課長や農業委員会事務局長からも、白石町の今後の農業振興にとって集積、集約化は重要なポイントであるとの答弁をいただいていたかと存じます。その農地の集約、集積化について本町で進めていくに当たり、必ず今後壁となってくる課題があります。それは、宅地付農地の利活用です。俗に言うコの字型農地が本町でも多く見られますが、年々そこの空き家が増えてきていると思われまます。非常に耕作がしにくい農地であると認識しております。こういう農地につきまして、耕作を引き受けてくれる農家さんもなかなか少ないのではないかとと思われまます、町としてはどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○木須英喜農業振興課長

議員御質問のとおり、宅地付の農地、不整形地になっておりますが、これにつきましては、非常に耕作がしにくく、貸付けを希望されても、なかなか引き受けてくださる農家さんが少ないというふうに思っております。現状で申しますと、地域の担い手農家のほうに、整形地、通常の四角いような、きれいな形ですね。整形地と合わせて仕方なく借り受けてもらったり、小作料を幾分か減額して借り受けてもらっているというケースが多いと思われまます。今後、このような農地の貸付希望が空き家の増加とともに増えてくると予測されますので、現状のままで行きますと、引受け者が見つからず、遊休農地の増加につながっていくのではないかとというふうに懸念されるところでございまます。

以上です。

○友田香将雄議員

人口減少が進んでいく中、今後町内の農業者の方も減っていくということが予想され、将来的な耕作を考えた場合、農地の集約化ということが重要になってくると考えられます。その中で、先ほど答弁にもありましたように、耕作しにくい農地を今後どのようにしていくのが課題となってくると思われますが、町としてどのような考えを持っておられるのか、また過去にそういうケースがあったのか、お尋ねします。

○木須英喜農業振興課長

先ほどありました宅地付の農地につきましては、既に家屋等は空き家となって解体をされまして、宅地のみが存在するところもございます。町内の取り組み例といたしまして、宅地跡を新規開田し、耕作しやすいように整備をされ、地目変更まで行われた場所もございます。その結果、形状的には耕作しやすい農地となり、借受け者が見つかったというふうなケースもございます。いずれにいたしましても、今後空き家等が増えていくにつれまして、同様のケースがかなり出てくるのではないかとということが予想されます。農地の集約化を念頭に考えました場合、新規開田につきましても一つの方策ではないかというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほど、新規開田という話がありましたが、以前国のほうに問い合わせたところ、宅地から農地に新規開田することに関しては、法的には問題ない旨の回答をいただきました。今後、農地の集約化のために新規開田を行っていくのも一つの手だてではないかと思っておりますが、新規開田を行った場合、何が問題点としてあるのかをお伺いします。

○木須英喜農業振興課長

新規開田につきましては、以前は減反政策が実施をされていたこともありまして、新規開田された場合に対する措置といたしまして、新規開田した2倍の面積を翌年度の減反目標面積に加算するということとなっております。翌年度の米の政府買入れ数量も減じられるというペナルティーが科せられておりました。こういったことから、新規開田はできないとの認識が生まれ、現在まであまり相談がなかった要因ではないかと考えております。平成20年に全国市長会でも要請がなされており、一部見直し措置が講じられたところでありまして、現在減反政策の廃止により新規開田に対するペナルティー自体はなくなりましたが、経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金、この対象農地には、新規開田農地は該当しないということで規定をされております。生産調整に伴う交付金が受け取れないということになります。また、この交付金の算定基礎となる水田台帳で適切に管理することが求められていることに加えまして、隣接農地との合筆もできないということの制限等も課せられております。そのほか、新規開田につきましては、農業災害補償法に基づく農作物共済制度における水稻の引受面積からも除外はされております。自然災害による被害への補償が受けられ

ないなどの問題点もございます。また、農業農村整備関連事業におきます農地整備の対象農地、多面的機能支払交付金事業における対象農地として取り扱うためには、新規開田後、農振農用地への編入手続が必要となります。耕作便宜上、宅地部分を開田し、作付されている農地もございます。今後を見据えた場合、こういった農地が増加してくることも予想され、議員がおっしゃられました集約化を考慮いたしますと、新規開田についても交付金や共済制度の引受対象農地として取り扱っていただき、農地の集約を進めていければというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

農地から宅地に変更した場合は制限がありますが、今回の宅地から農地への変更は、国として制限は設けていないという認識でした。しかしながら、先ほどの答弁にもありましたように、交付金が受け取れない、共済制度からの除外など、様々な問題点があり、間接的に制限がかかってしまっている状況があることは今回分かりました。私がなぜこの問題を今回の質問として1発目に取り上げたかと申しますと、様々な制限がかかっているということがなかなか国のほうに伝わらないという現状もあるということがありましたので、改めて今回の一般質問として取り上げて、それを基に国のほうにもはっきり意見を上げていく必要があるのではないかとというふうに思い、今回取り上げさせてもらいました。

そこで、町長、この課題は農業振興だけでなく空き家対策、特定空家対策といった今後のまちづくりにおいても重要なポイントであると考えております。この課題について、町長のお考えをお願いします。

○田島健一町長

この新規開田につきましては、先ほど課長答弁にもありましたように、実態、実績としてもあるところがあります。そういうことから、私もこの問題についてはいろいろと勉強もさせていただいております。最近では、こういった小さな圃場だけでなく、大規模圃場への転換というのも行っていかなければならない時期に来ているわけですので、そういったもの等を含めて、この問題も解決していかなければならないというふうに認識しております。特に白石町においては、こうやってまとまった集落じゃなくて、私の家もそうでございますけれども、一軒一軒ぽつんぽつんとある家が多いわけですので、この問題は避けて通れないというふうに思っております。早く解決できるように、いろいろと方策を練ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○友田香将雄議員

これは、様々な制度であったり、いろんなところに関係することですので、すぐになかなか解決しにくいところではあるかとは思いますが、それも含めて、私自身もしっかりと国に対しても要望を続けてまいりたいと思っておりますので、何とか皆さんの

ほうでこの問題は解決していければというふうに思っております。

次に移ります。

次は、よりよい学習環境、教育環境について質問いたします。

令和6年に町内中学校の統合が予定され、令和8年、10年には、小学校のほうも統合再編についての答申を示されております。今後数年の間に、本町の教育環境はがらりとさま変わりすることが予想され、実際、新設中学校新しい学校づくり準備委員会の下に、新中学校統合に向けての協議が行われております。しかしながら、新しい学校が従来の学校からどのように変わるのか、どういった方向性で進んでいくのかについて、いま一つ議論が進んでいないのではないかと感じております。本町のホームページにも載っておりますが、新設中学校新しい学校づくり基本方針を拝見しました。そこに書いてある内容として、新しい学校づくり基本方針（コンセプト）ですね。新しい学校づくりは、激動・激変が想定される新たな時代をしなやかに力強く生き抜く中学生を育むことを目指します。また、新しい学校が「白石町はひとつ」という象徴になることを願うとともに、地域・家庭・学校が「ひっきゃ」で、町民に親しまれ、地域に開かれる学校となることを目指します。その上での新たな手だて（3校のこれまでの実績と伝統を踏まえて）ということで書いてありますが、1つ、新しい多様な学びの場の創出、2つ目、機能的な施設・設備、3つ目、効果的で柔軟な指導体制、そして4つ、学校を取り巻く教育環境の整備とありました。とてもすばらしいことが書いてあると私としても思っております。ただ、では具体的にどのようなところに力を入れていくのか。特に、新しい中学校として、どういった看板を掲げていくのかというところがいま一つ見えない気がします。極端な話、他の中学校とどう差別化していくのか、白石町の中学校とはこういう新しい取り組みをしていくといった目玉をどうするのか。そういったものがなかなかイメージしにくいという声も上がっております。

そこで、新しい学校のビジョンをどのように描いているのかの質問をいたします。

まずは、白石町学校教育の長として、教育長、新しい学校のビジョンをどういうふうに描いているのかの答弁をお願いします。

○北村喜久次教育長

新しい学校づくりについてのビジョンについての質問をいただきました。

先ほど、新しい学校づくりの基本方針にも一部触れていただきましたが、新しい学校づくりの第一の狙いは、何といたっても人づくりになると思います。人は人の中で人となるという言葉もありますように、現在進行中の「ひっきゃで育てよう！白石のおおどぼう」、これをさらに進めて、そのことで白石町の風土や文化、伝統、また白石町民の町民性のよさを生かすことで、町民に親しまれ、地域に開かれた学校となることを目指したいと思っております。そのことで、今後激しい変化が予想されます新たな時代を、進んで人と関わり、助け合い、協力ができ、失敗や困難にくじけず、頼もしく、しなやかに、力強く生き抜く小・中学生を育むということを目指してまいります。

具体的などころが見えないという御質問も受けました。これについて、詳細は今3

つの部会である進めていただいておりますので、何でもかんでも教育委員会で固めてしまうということではないということ承知していただけたらと思うんですけども、大きな柱として、新しい多様な学びの創出というところでは、9年間を見通した教科指導、生活指導、小学校は小学校、中学校は中学校ではなくて、9年間を見通して指導を進めよう。それから、小・中、あるいは中高、こういったものの交流をもっと盛んに進めよう。小学校との合同学習、高校との合同学習ですね。もちろん、部活動の大幅な選択肢の拡大、これもあります。部活動についても、高校生との合同練習、あるいは高校生の出前の指導とか、あるいは一般の人との練習、こういった組織づくり等にも発展すればと思っております。併せて総合的な学習の時間等を利用して、より白石のふるさとを学ぶという時間の特設あたりも考えていただければという思いも持っております。

それから、機能的な施設設備については、エレベーター、それから多機能トイレ、それからトイレの洋式化、こういったものが挙げられると思います。

それから、効果的で柔軟な指導、支援体制としては、小学校、中学校間での活発な人事交流、小学校で指導されていた先生が中学校に上がられる、中学校で指導されていた先生が小学校に下りてこられる、こういったことでもっと多方面に子どもを理解していただくという、今も一部ありますが、今以上にですね。それから、兼務等も発生するかも分かりませんが、小学校の高学年のいろんな教科の専科指導ですね。こういったことも考えられると思います。いずれにしましても、今学校要覧等に学校の目標等がつけられていますが、あのことを新しい中学校について今進めております。もう少し具体化したら、こういうふうなデザインが描けていますということで、そのことを基に広く意見をお聞きする機会が持てるのではないかなと思っております。いずれにしましても、再編については、今後小学校についても具現化していかなきゃなりませんけれど、単なる数合わせの議論ではなく、白石町の将来を担う子どもたちにとってよりよい教育条件を整備し、最適な教育環境をつくることを目的とするものでありますので、新しい学校が「白石はひとつ」という理念の象徴になることを教育長として強く願うものです。

以上です。

○友田香将雄議員

今、答弁を聞かせていただいた中でも、すごく私としても新しい学校が少しかいま見えた気もします。

ここで、以前教育長のほうからも、町内の中学校、白石町内の小学校から町内の中学校に進学される方、逆にほかの中学校に進学される方、例えばほかの中学校に進学される方が多いということに対しても、残念であるというような答弁もありましたし、例えば白石町内の教育、ほかの中学校に行かなくても大丈夫なように、本町の学習の環境も整えていきたいということも以前答弁としてあったように思っております。例えば、今回の統合が単なる3つの中学校が合わさりましたというだけでは不十分だということは、皆さん御理解されているんじゃないかというふうに、皆さん統一の認識を持たれているんじゃないかなというふうに思っております。新しい中学校になるか

からこそ、例えば学習面の強化、またはいろんな多様性がある子どもたちに対して、安心して暮らせる環境になる学校づくりになるというところの方面だったり、あとは先ほどの話にもありましたように、部活動のところで特色がある活動をしていくとか、様々な新しいビジョンが見えてくれば、より町内の住民の皆様自身も新しい中学校に対しての期待、またはそういう雰囲気づくりが生まれてくるんじゃないかなというふうに私として思っているところがあったので、今回質問させてもらいました。

そしたら、町長に質問です。

学校は、今後の白石町のまちづくりにおいても、とても重要であるというふうに認識しております。まちづくりの観点として、町長はどのようなビジョンを描かれているのか、答弁をお願いします。

○田島健一町長

学校の統合とまちづくりとの関係でございますけれども、学校再編は町民の皆さん方の生活にも密接に関わる、関心が高い重要施策であるというふうに認識をいたしております。また、新しい学校の姿は、町全体の姿にも密接に関連をしております。学校再編を進めることによって、各地域の新たなまちづくりを進めていくこととなりますけれども、単なる学習環境の充実という面だけではなく、住環境、福祉、防災、地域づくりなど、様々な観点から進めていく必要がございます。施設が新設される場合、あるいは残る場合においても、環境は変化いたしますので、新たなまちづくりのスタートとなりますし、学校跡地や施設に関しましても、それぞれの地域に必要な機能の受皿として、より有効に活用しなければならないというふうに思っております。私といたしましても、学校の再編を基点として、よりよい学校環境をつくり出すというのは当然でございますけれども、これに加えて、子育て世代を中心とした若い世代が定住しやすくなるようなまちづくりを目指してまいりたいというふうに思っております。

現在、有明海沿岸道路の福富インターの開通や、コロナ禍における地方回帰の風潮など、本町の定住を後押しするような社会状況の変化もございますので、これを契機と捉え、定住促進のための分譲住宅地の形成や雇用創出のための誘致にも取り組んでいければという思いを持っております。また一方で、総合計画にもございますけれども、まちづくりに関しましては町民参加、町民協働で進めていかなければなりません。地域の実情に合わせて、町民の皆様のお意見も拝聴しながら進めてまいりたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、学校再編はただ単に少子・高齢化に伴う人口減少による学校再編ということではなく、魅力あるまちづくりへの基点となることも理想でございますので、今後はまちづくりの観点からも教育環境の観点からも最善の効果を得られるよう、将来を行政と町民の皆様とが一体となって描いてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

学校がどこに設置される、どういう規模になるのか、どのぐらいの生徒が集まるのか、様々な要因で、例えば学校の周辺に塾等の学習施設が誘致されます。また、生徒の移動のルートといいますか、流れによって、そこで公共交通網であったり、いろんな、例えばコンビニ等とか、いろんなものがそこに合わさって動いてくるものだと思います。先ほどの教育長からの答弁にありましたように、学校としてどう新しく取り組んでいくのか、どういう学校、あるべき学校をつくっていくのかという視点と、また町長のほうから答弁いただきましたように、まちづくりとしてあるべき学校、どういった学校をつくっていくのかという議論を、私としてはもっと活発化していければ、すごく全体として機運が高まっていくことが望ましいのではないかというふうに思っております。

先ほどの答弁にも、準備委員会のほうで今後学校のあるべき姿に対する議論が進んでいくということがありました。準備委員会の委員の方のほうからでも、もっと本来の学校のあるべき姿というところの議論がもっとたくさん上がってきてもいいのではないかという声も上がっている、そういった状況を鑑みて、今後進めていただければと思っております。よろしくお願ひします。

次に移ります。

先ほどの話にも関連するところがありますけれども、学校の校則や指導、学校運営を円滑に行うために定められたルールですが、今の時代にそぐわないものも多々あります。今年6月議会でも、よりよい学校教育環境についてということで、そのときには部活動について主に質問させていただきましたが、今回は校則について質問させていただきます。

まず、端的にお伺ひします。

本町の校則や指導について、3中学校ばらばらなのか、それとも統一した形で指導が行われているのでしょうか。

○梅木純一主任指導主事

もともと校則というものは、学校が教育目標を実現していく過程において、児童・生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものです。ですので、このようなことから、現在においてはそれぞれの学校で定められた校則に基づいて実施をされているという状況でございます。

○友田香将雄議員

ありがとうございます。今、各3中学校で指導がされているということだったんですけども、その中で、すごく気になる、なぜこういったルールになっているのかよく分からないと感ずること、内容もあります。例えば、小学校の靴下の色が紺とか黒であったのにもかかわらず、中学校に入ったら白の靴下が原則になっていると。また、これは女子児童になってきはするんですけども、髪を結ぶときは、表現が難しいですが、下に結んだらオーケー、ただ耳より上に上がってくると駄目だとか、そういうルールだったり、こう結ぶのはいいけども、こう結んでは駄目とかですね。例えば、

髪留め、ヘアゴムに関しては、紺とか黒とかで統一しなければいけないとか、いろんなルールがあるというふうに伺っております。その中で、昨今この校則についてはメディア等でもいろいろ話が上がっているところがありますので、こちらもお伺いしたいと思います。

例えば、よく話題になっているツーブロックですね。こちらに対して、今指導としては駄目というふうになっているというふうに把握しております。こちらが駄目な理由を教えてくださいと思います。

○梅木純一主任指導主事

先ほど回答させていただいたところですが、まず校則については各学校が教育目標を実現する上でということですので、教育委員会として、これだけは駄目ですよという回答がふさわしいかどうかはまた別物になると思いますが、各中学校においては、例えば出口の高校受験等を見据えながら、TPOに応じた服装や自分たちの言動等を考える、日常から考えるということを前提に指導されているものではないかと把握しております。そのような観点から、望ましい身なりや服装というところで、各中学校での具体的な例として挙がっているのではないかと認識しております。

○友田香将雄議員

今答弁いただいたところで、すごく大事なところがあると思っております。この校則について、先ほど答弁にありましたTPOに合わせてというところがすごく肝腎なところだというふうに思っております。例えば、校則を何でもかんでも自由化しろというのは、私としては反対と思っております。学校を運営していくに当たり、ある程度の規律を整えていくと考えた場合に、ある程度のルールにのっとってやっていくというのは当然のことでございます。

しかしながら、子どもたち、児童・生徒に説明がしにくい、説明の中身がない、ルールに関してそれをただ単に従来踏襲してきているので、これからもやっていくというのは、さすがに時代に即していないのではないかとこのように思っております。例えば、ヘアゴムですね、黒とか紺という話のところもあるというふうに伺っているんですけども、例えばこれを赤とか黄色とか、カラフルにしても値段的には一緒なんですよ、ほぼほぼ。販売されている金額は、ほぼほぼ一緒です。しかしながら、そういうところで貧富のところが見られることは適当でないということで統一された経緯があるという話も伺っておりますし、例えば靴下の白というところで、私、これはすごく苦い思い出というか、私自身も感じたことがあるんですけども、私の幼少期、小学生とか中学生のときですね。私は6人兄弟だったということもあって、大分うちの両親は頑張ってくれていたんですけども、多分今となっては貧困家庭と言われた家庭やったんじゃないかなというふうに思っております。そこで、うちの父親は工場勤務ということがあったので、靴下をはいていくんですけども、真っ黒になるんですね、白の靴下をはいていたんですけども。ただ、うちのおやじ用の靴下を準備することができないというのがあって、私と兄とうちのおやじは同じ靴下をはいていました。ただ、この白い靴下が黒くなると、恥ずかしいんですね。新しい靴下が欲しい

と思っているけど、なかなか親に言えない。だから、きれいな靴下を兄と競争しながら、こっそり洗濯したものをすぐ取って確保して、学校に行くというのをしたことがあります。とても切ないような記憶をいまだに覚えているというのがあったので、その両親の頑張ってくれたことに対する敬意と、私自身としては、そういった御家庭が今はないということではないと思います。そういった御家庭もいまだにあるんだろうということでは思っております。例えば、この白の靴下を黒でもいいよと、女子生徒だったらタイツだったりハイソックスというのを認めないんじゃないかと、そこに対してもある程度緩和してあげるというのも、今後の冬の寒さ対策として検討する余地はあるんじゃないかなというふうに思っております。

また、先ほど申し上げましたツブロックの話ですね。ツブロックについても、ここにいらっしゃる皆様の中で、ツブロックだろうと思われる髪形の方もいらっしゃいます。その方については、私としては印象として爽やかにお見受けします。例えば、中学生も、白石中学校で生徒会選挙のほうで話題に上がったというふうに聞いております。生徒会選挙の生徒会長候補の方が、学校でツブロックをしたいということ、私が生徒会長になったら変えますということ、動きがあったというふうに聞いております。その動きも、結果として実現はできなかったんですけども、子どもたち自身が自分たちのルールを変えていきたいという意識については、尊重すべきじゃないかなというふうに思っております。

そこで大切なのは、生徒が納得するルールにするよう努めていくこと、また生徒と一緒にこの校則というのを見直していく、つくり上げていく、そういう機運があってもいいのではないかなというふうに思っております。令和6年の統合を待たず、令和4年度からでも、校則というところから改善活動を是非してみられてはと思いますが、そちらについての答弁をお願いします。

○梅木純一主任指導主事

今質問があったことについてですけれども、先ほども話をさせていただきましたが、校則自体が教育目標を実現するためにまずあるのだというところ、校則を策定する上では、社会通念上の合理的と見られる範囲内で、地域や学校の実態に応じた形でつくられることが重要であるとまず考えております。

令和3年3月17日付で県の教育委員会より、校則の見直しについての通知が発出され、本町においても同様に各学校へと発出してしております。各学校では、これまでの校則を見直し、衣服の色に関する決まり、髪形に関する考え方を変更した例もありますし、まだ変更とまでは行っていませんけれども、今後生徒の声を拾い上げ、今後の方向性を検討しようという動き、取り組みを進められている学校も出ております。併せてになりますが、校則の策定については、児童・生徒の内面的な自覚を促す、それから校則を自分のものとして捉え、自ら守ろうとする、そうした姿勢につなげることが重要であるというふうに考えております。

現在、新設中学校の開校に向けた準備委員会の中の学校運営部会においても、生徒の主体的な参画、参加による校則の見直しの機運を高めることが大切であるという視点が出され、これに基づいてどのように取り組みを進めているかについて議論を重ね

ているところです。現行の校則においてもそうですが、制定されたものがいつまでも続いていくというのではなく、時代や生徒の状況に応じながら、不断の努力を重ねていくことが重要であると考えておりますので、今後の準備委員会等の中、また各学校の取り組みの基本としたいと考えているところです。

○友田香将雄議員

先ほどの主事の答弁、私としても同意するところであります。大切なのは、子どもたち、生徒自身が自分たちの校則についてしっかりと考え、そしてそれを定め、そしてそれを守っていくという流れ、これは基本的な政治参画と全く同じ流れだというふうに私としても思っております。例えば、学校の校則に自分たちでしっかりと意見を出して行って、それが実現することが可能ということであれば、大人の社会でもそういった活動、自分たちが困っていること、自分たちがおかしいと思っていることに関してはしっかりと声を上げられる、そういう子どもたちの教育としてもつながってまいりますので、先ほどの答弁、本当にうれしく思っております。ぜひその形で今後議論のほうをしっかりと深めて行っていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

最後に、ニュースポーツの振興について質問をさせていただきます。

SAGA2024国スポ・全障スポに向けた県下の動きとして、スポーツ、ニュースポーツ振興が活発化してきております。本町もスポーツ・健康増進のまち宣言を行い、最近で言えば、県の事業として、町内の小・中学校に出向き、ポッチャなどのニュースポーツ体験に精力的に取り組まれているというふうに把握しております。こちらは、私としても時間があれば参加をさせていただいております。

ただ、この取り組みは2024という形になっておりますので、この2024年、国スポ・全障スポが終わったことを境に下火になる可能性も十分にあるというふうに考えております。せつかくのこの機運をチャンスと捉え、2024以降もニュースポーツ振興を進めていくための今後の取り組みについて質問をいたします。

○谷崎孝則生涯学習課長

本町のニュースポーツの振興についてのビジョンといたしまして、まずスポーツ・健康増進のまち宣言の行動計画にも示しておりますように、幼児期から高齢者までの全ての町民の皆様がそれぞれのライフステージに応じた運動の提供を行い、障がいのあるなしにかかわらず、共に楽しめるスポーツを普及していくということといたしております。そこで、生涯学習課といたしましては、先ほど議員からもお話がありましたけれども、今年度より東京パラリンピックでも正式種目として行われましたポッチャを中心に、体験会や講習会を実施いたしております。このポッチャにつきましては、子どもから高齢者まで、障がいのあられる方でも行える競技となっておりますので、SAGA2024国スポ・全障スポ以降の本町のニュースポーツの推進の中でも、特にこのポッチャを継続して普及推進を図っていきたいと思っております。最終的な目標といたしましては、各種のスポーツ大会、公民館対抗の事業の見直しも現在行っておりますけれども、こういうところにも普及をしていけるように普及啓発を頑張ってい

たいというふうに思っております。

また、ニュースポーツの普及につきましては、生涯学習課の職員はもちろんのこと、スポーツ推進員の皆様、そしてスポーツ協会、そして各種競技団体と今後も連携をしながら、普及推進を図ってまいりたいというふうに思っております。よろしく願います。

○友田香将雄議員

ここで、質問をしたいと思います。

ここにいらっしゃる皆様、ボッチャをしたことがある方、挙手を願います。ありがとうございます。すみません、急をお願いして。ボッチャは、ぜひ、されたことがない方は、生涯学習課長、声を掛けていってください。先日、PTAの集まりがありましたので、そこでこのボッチャ大会をさせていただいたんですけれども、先ほどの答弁にもありましたように、老若男女、また障がいがあるなし、子どもたちでもおじいちゃん、おばあちゃんでも、全く差がなく楽しく遊べるんですね。激しいスポーツでもないので、簡単に取られるスポーツです。思った以上に盛り上がって、先日のそのPTAのときに関しては、やってよかったねと。する前とした後って、こういうニュースポーツの印象ががらりと変わりましたというふうな話を言われておりました。ぜひ、今手が挙がらなかった方は、白石町が先ほど言われたように、今後推進していくということで言われていましたボッチャについては、一度体験をしていただけるようによろしくお願いします。

先ほど申し上げたこのボッチャもすごくやりやすいということもありますので、私としては、例えば学校のカリキュラム、跳び箱であったりマット運動、そういったものと同じような形でこのボッチャが取り入れられると、すごくいいんじゃないかなというふうに思っております。例えば、私の子どもたちの同級生の中でもいらっしゃいました。内部障がいとして、スポーツが、運動ができないと。なので、学校生活のときに、実は同じお友達とこういう競技をしたことがないんですと言われる方がいらっしゃいました。そういう子たちでもこの競技はできるんですね。なので、例えば小学校レベルのところでもこういったものを体験じゃなくて、一つのカリキュラムとしてやっていくことができれば、いろんな制限があるんでしょうけれども、そういったものができてくれば、また障がいがあるなしにかかわらず、インクルーシブな学校運営としてもなってくるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、こちらについて、すみません、急なんですけれども、教育長、お考えをお願いします。

○北村喜久次教育長

ボッチャについてですけれども、先日SAGA2024国スポの振興のために、県下の学校訪問をなされる、その第1号で白石小学校が当たりまして、小学校の子どもたちもボッチャの体験をしたんですけれども、私も参加して、委員も多分参加されていたと思うんですけれども、楽しんでおりましたですね。パラリンピックでも、素晴らしい技を披露されました。球の上に乗っかかるといふ、技の名前は忘れちゃったけど。今おっしゃったように、スポーツに今までなかなか気が向かなかった人、私は下手だからと

か運動音痴だからとかというような方でも、容易に参加できるんですね。障がいをお持ちの方も参加できるということで、即学校教育に取り入れるという私の一言、そういう立場にはないんですけど、でも確実に学校教育の中では先生方も大いに関心を持っておられますので、間違いなく学校の中に取り入れられて、今まで以上に多分振興が図られるとっておるところです。

○友田香将雄議員

今、答弁にありましたように、学校の先生方でもこの競技をしたことがない方もいらっしゃると思います。先日のPTA行事のときに学校の先生方も参加していただいて、感想を聞かせてもらったら、思ったのと全然違いましたという話があったんですね。なので、これだったら学校が何かのときに使えるかも分からないということで、すごく前向きに捉えていただいた言葉をしっかりと覚えております。ぜひ、こういった競技、先ほども話がありましたように、子どもたちの中でも障がいがある方もいらっしゃると思いますので、その方たちが学校の一員としてより受け止められるような形で、こういった競技、球技のほうも導入してもらえればというふうに思っております。

そこで、最後なんですけれども、例えば生涯スポーツというのは2024が過ぎた後、実際こういったニュースポーツ関係を担っていく行動をやっていく場合に、いろんな受皿が必要になってくるかなというふうに思っております。例えば、こういったニュースポーツのところで一番発揮されるのが、障がい者スポーツ指導員という資格があります。こちらのほうに関しては、年1回の更新として何千円かずつとかかってくるんですけれども、こういった指導員の資格を取られた方というのを町内でも増やしていく、そういったこと応援していくという仕組みは、私としては一つのこういったニュースポーツの振興ということに関しては効果的であるかなというふうに思っておりますけれども、そういったところに対する支援というところに関しての答弁をお願いします。

○谷崎孝則生涯学習課長

障がい者スポーツ指導員の資格取得費、そしてまた更新の登録料の支援という御質問でございます。

障がい者スポーツ指導員の資格取得の助成等につきましては、現在、令和6年に全国障害者スポーツ大会が佐賀県で開催されることに伴いまして、障がい者スポーツを指導できる方、できる人材の育成の確保のために、佐賀県のほうでは講習会受講料の2分の1を助成されております。この障がい者スポーツ指導員につきましては、本町の今後のインクルーシブスポーツ、内容的には障がいのありなしや年齢、性別、国籍等を問わず、誰もが楽しめるスポーツということでインクルーシブスポーツと呼ばれておりますけれども、この普及にはなくてはならない人材であると思っております。また、この資格の取得につきましては、講習会へ参加していただく時間と費用が発生することは存じております。本町といたしましても、今後のニュースポーツの普及に必要な専門知識を有した人材の育成と確保のために、今後何らかの御支援をさせていただけるように検討させていただくというふうに思っております。

常日頃から議員さんには、この資格も取っていただいて、学校訪問、そしてボッチャの普及にも御尽力いただいております。この場を借りまして、厚く御礼申し上げます。

○友田香将雄議員

先ほどの答弁、ありがとうございます。本町では、スポーツ・健康増進のまち宣言というふうに掲げられておりますので、皆さんがニュースポーツも含め、様々なスポーツに親しんでいただいて、そして健康増進という形で進んでいければというふうに思っておりますので、ぜひ引き続き検討をよろしくお願いします。

最後の質問に移ります。もう10分ということがありますので、端的にお聞きしたいと思います。

先ほどもありましたニュースポーツというところも含めての形ではあるんですけども、スポーツ振興ということになってくると、もう一つアスリート育成というところがまた1つ課題になってくるんじゃないかなというふうに思っております。みんなが、皆さんどんな方でも、自分なりにスポーツに関わり、楽しんでいくというところの方針が1つと、もう一つが、アスリートという形で目指していきたい方に対する支援をどのようにしていくかというところも、併せて今後検討していくことが必要ではないかなというふうに思っております。そのアスリート育成というところに関して、今後のビジョンと体制づくりについて質問をいたします。

○谷崎孝則生涯学習課長

アスリートの支援と育成ということでの御質問でございます。

本町で行いましたスポーツ・健康増進のまち宣言の行動計画の中でもうたっておりますけれども、国スポをはじめ、全国レベルの大会を目標とする人材育成の機運を盛り上げながら推進をしていくというようなことで、行動計画にもうたっております。現在、本町でも、教育長の答弁にもございましたように、陸上を例に取り上げますと、白石アスリートクラブを立ち上げていただいております。活動内容といたしまして、小学生から高校生までの選手が一堂に、同じ場所で練習を年6回程度でしょうか、現在されておまして、この小学生から高校生までということで縦のつながりを大事にさせていただきながら、一貫した指導をされております。こういう活動が、地元の小・中学生が地元の高校で活躍している選手と一緒に練習をしている、できることによりまして、今後自分もぜひ地元の高校で活躍をしたいと、そういうような意識の醸成のつながっていければと、つながっていくんじゃないかというふうに期待をしているところでございます。

生涯学習課といたしましては、このような白石アスリートクラブのような取り組みについて、ほかの種目でもこういう取り組みを実現できないかというようなことで、町内の各スポーツ関係団体と協議、連携をしながら、検討を進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○友田香将雄議員

この件については、先ほど質問しました令和6年の中学校統合における部活動の在り方にも関わる問題であります。9月議会のときの吉岡正博議員の一般質問にもありましたように、文科省では部活動の地域移行が示されております。この誰もが自分なりにスポーツを楽しめる環境とアスリートを目指していける環境づくりについて、構築が急がれているところであります。

今議会で可決されました白石町過疎地域持続的発展計画にもありましたが、令和27年には人口が1万5,000人を下回る予測がされております。コロナ禍による大変な時期であるからこそチャンスと捉え、今、そしてこれから、令和4年の予算だったり施策、このあたりをどう行っていくのか、このかじ取りが、よくも悪くも本町の将来に大きな影響を及ぼすものであると思っております。今回、農業振興、そしてよりよい学校教育、そしてスポーツ振興、この3つ、また今日も昨日も、そして明日も様々な課題で町の今後の方向性について議論が行われておりますし、明日もされます。

そこで、最後に町長、5分前なので簡潔にいただけるとありがたいんですが、そういう意味では、来年度の施策、予算編成は今まで以上に重要であると考えておりますが、今後の町長の考えをお聞かせ願います。

○田島健一町長

最後に大きな御質問をいただいたと思っておりますけれども、来年度の予算編成、これからやるわけでございますけれども、既に事務方では準備をさせていただいております。この中では、大きな柱、既に昨日も課長あたりからの答弁もあるわけでございますけれども、コロナ禍の中でどうやって白石町を発展させていくのか、また災害が頻発しておりますので、これもどうしていくのか等々、課題もたくさんございます。また、議会の中でも説明をさせていただきましたけれども、財政的にも今後いろいろな大きな事業もございまして、厳しい状況もある、そういった中でいろいろと優先順位をつけながらやっていかなければならないし、これまでも、私からも発言をさせていただきましてけれども、行政任せだけじゃなくて、町民さんと一緒になって、お金が要らないようなやり方であってもしていかなければいけないというふうに思っております。また、今回友田議員から最後の質問といたしますか、ニュースポーツということで、スポーツということでございましたので、これについても私は、今度26日は白石高校女子駅伝チームが全国大会に出場しますので、私も応援に行きたいなと思っておりますけれども、こういった白石町を盛り上げていく子どもたち、今町内には少年の野球クラブとかサッカーとかバレーとか柔道とか、いろんなスポーツを小さな小学校前の子どもたちから高校生まで、また大人の人たちもやっていただいておりますけれども、全てやっていただいているということで、教育といいますか、スポーツといいますか、こういったものにも何らかの形といいますか、最初に申しましたように、事業費、お金お金ということじゃなくても、いろんな支援の仕方があるかというふうに思いますので、やっていきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○友田香将雄議員

来年3月は、来年度予算の話になってくると思いますが、私自身も、これからも教育長がよく言われるひっきゃの一員としてまた頑張っていきますので、どうぞよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで友田議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

14時13分 休憩

14時30分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。吉岡正博議員。

○吉岡正博議員

議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

早いもので12月、師走も迎えておりました、今年は新型コロナウイルス感染症に加えまして、夏の8月の大雨があり、住民の皆さんの生活に不安が続いていることに心配するところがございます。また、執行部の皆様には、感染症対策に加え、大雨の対策、その後の支援に御苦労されていることに感謝を申し上げます。

さて、今回私の質問は、私の取り組みの一つである若い人が住み続けたい地域づくりの分野で、町内の道路整備についてと、町発展のための町職員人材育成についてを質問させていただきます。

では、大項目の1項め、1番目ですね。町内の道路整備についてです。

白石町内には、道路というものは国道、県道、町道、農道、林道、そして里道、私道といわれるものまで各種あります。そして、それぞれ管理者が違っております。道路は、住民にとって交通量にかかわらず、快適で安全であってほしいものです。このため、整備について地域からも個人からもいろいろな要望が多くございます。

そこで、道路整備についての要望はどこへどのようにしたらよいのか、また町としてどのように対応するのかを質問いたします。

まず、小項目の(1)として、町内の道路の種類と補修などの要望先である道路管理者はどこなのかを質問いたします。

先ほど挙げたように、白石町内には道、道路と言われるものが各種あります。それぞれの道路の修理、道幅を広げるなどの施設整備の要望は誰に言ったらよいのか、道路管理の責任はどこにあるのか、まず伺いたいと思います。町役場につきましても、担当部署まで教えていただければ幸いです。

○笠原政浩建設課長

町内の国道、県道、河川管理道路、臨港道路は、佐賀県の杵藤土木事務所で管理されております。建設中の有明海沿岸道路は有明海沿岸道路整備事務局が管理、供用が開始されている区間につきましては、杵藤土木事務所で管理されております。町が管理する道路のうち、町道につきましては建設課が管理をしております、道路や舗装の幅員を広げる道路改良工事、それから通学路などの歩道整備、路線的に傷んだ舗装の補修工事、区画線などの安全施設工事は建設係、局部的な舗装の補修工事につきましては、維持管理係が窓口となっております。また、農道、林道につきましては農村整備課が管理されておまして、農道については農村整備係、林道につきましては水産林務係が窓口となっております。

なお、里道につきましては、地元で管理をお願いしているというような状況でございます。

以上です。

○吉岡正博議員

今、答弁をいただきましたように、一概に住民にとっては家の前の道路とか、使っている道路なんです、相談をしたら補修の要望を出すところが多岐にわたっているところがございます。

それで、国道や県道の場合ですけれども、それを住民の方から要望があった場合に、そちらに直接言ったほうがよろしいのか、お伺いいたします。

○笠原政浩建設課長

住民の方から直接佐賀県へ連絡、要望していただくこともできますが、まずは町の建設課、または農村整備課へ相談していただければ、現地を確認し、県の関係部署へも取次ぎをいたしたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

それでは、まずは建設課なり農村整備課のほうに相談させていただくということで確認をさせていただきます。

もう一つお尋ねなんですけれども、道路交通上の安全施設です。横断歩道や一旦停止の線の表示ですね、白い線の表示ですが。そして、カーブミラーや一方通行等の交通規制は、道路管理者とは違って、国道も県道も町道も警察と聞きますが、いかがでしょうか。この場合も、どのようにどこに要望したらよいのか、お尋ねいたします。

○千布一夫総務課長

横断歩道や一旦停止、それから一方通行などの交通規制は、佐賀県公安委員会が設置されるものでございますので、要望先は白石警察署となります。それから、カーブミラーなど、交通規制を伴わない安全施設は町で設置をしております。いずれの要望に関しましても、まずは町の総務課危機管理防災係のほうへ御相談をしていただければ

ばというふうに考えております。

○吉岡正博議員

今のも、警察署が要望先ということではございますが、まずは役場の総務課のほうに御相談くださいということを確認させていただきます。

先日、嘉瀬川地区の県道に大雨の被害が生じたということで、佐賀県の杵藤土木事務所宛ての要望書を町役場のほうに出されました。そして、町役場が副申、町としての書類をつけて佐賀県に出されたと思います。その後、地元の区長さんより、すぐに佐賀県から来てもらたと、町の対応に感謝されておりましたことをお知らせいたします。

次に、小項目の(2)ですけれども、道路管理者へ効果的な要望の方法はどのようにするか、国県道については町の積極的な関わりも必要なのではないかを質問いたします。

まず、道路管理者が町の場合は、地元集落や個人はどのような手続で道路の補修を、先ほどの建設課なり農村整備課なりに要望すればよいのか、お伺いをいたします。

○笠原政浩建設課長

町道であれば建設課、農道、林道であれば農村整備課の管理となっておりますが、道路の種類が分からない場合、いずれかへ電話、または直接窓口にて、まず補修等が必要な箇所を御連絡いただければ、現地を確認に伺い、その後、補修の程度にもよりますが、応急処置や今後の補修工事の対応を検討いたしたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

ありがとうございます。今のは、例えば電話とか窓口のほうにお伺いして、御相談できるということだと思っております。

それで、よく見かけます要望書についてお尋ねをいたします。

要望書については、昨日定松弘介議員も質問をされておりましたけれども、道路整備についてはこれまで多くの要望書が町長宛て、または議会議長宛てに出されてきました。私が議員になって以降、10箇月間で議長宛ての要望書だけでも5件が提出されております。要望書を出すということは、そこに記載された人たちの同意や総意があるということですが、この場合どのような取扱いをしていただけるのか、お伺いいたします。

○笠原政浩建設課長

要望書につきましては、地元の方が生活する上で道路の利用に不満や不便さを感じられているものと重く受け止めております。要望があった路線につきましては、現場の状況を確認し、緊急性や利用状況等を踏まえて今後の整備計画の検討を行っているところでございます。

以上です。

○吉岡正博議員

先ほどの答弁によりますと、要望書を出させていただいたら、検討もしていただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今度は国や県が道路管理者の場合の要望についてお尋ねいたします。

少し具体的な事例といたしまして、県道武雄白石線です。この県道は、皆様御存じのとおり山越えの道でして、途中に杵藤葬斎公園、火葬場があります。白石町側から上る部分は道幅が狭くて、また両脇に枯れた竹や木が茂りまして、自動車の離合がままならない状態です。この県道を葬斎公園往復で上りおりするのは白石町と大町町、江北町で、直近2箇年間の平均火葬件数は574件です。通行車両としては、霊柩車に親族の方の車が、バスも含めて大体1件に付5台ほどが来るそうです。さらに、小路加勢が、これが白石町と江北町だけらしいんですが、それで2台ぐらゐまたついてくるという状況だそうです。その6割以上の車両が午後1時の火葬に集中をしております。それが、あの狭い県道で車が離合するわけですが、バスの離合となりますとまた大変なところでございまして、また高齢化の進展に伴いまして、火葬件数は増加すると計画でもなっております。加えて、葬祭施設の改築に伴いまして、工事車両の増加が地元の方々にとっては心配されているところでございまして、夏の季節や大風などでは、竹や木を葬斎公園の従業員さんや送迎バスの方が撤去されたということもお聞きしております。心情的にも、家族にとって厳粛な見送りの道はきれいであつてほしいという声もございまして、この状況につきまして、町はどのようにお考えなのか、お伺ひいたします。

○笠原政浩建設課長

以前から県道武雄白石線につきましては、幅員が狭いというようなことで、杵藤土木事務所のほうと協議をし、全線的な拡幅は厳しいので、離合所の設置という形ではございまして、拡幅が行われてきたところでございまして。また、道路での倒木等の対応についてですが、道路に倒木など、障害物が多く見受けられる台風や大雨の後には、それぞれの道路管理者、県道、町道、林道ですね。そのほうで点検が行われ、通行に支障がある場合は早急な対応がなされているものと思ひます。葬斎公園が近くにあるなしかかわらず、道路管理者は通行に支障を及ぼす障害物は速やかに撤去するべきものと考えているところでございまして。

以上です。

○吉岡正博議員

この葬斎公園の県道につきまして、利用者や地元の方からは整備を要望することが従来からありました。先ほど課長の答弁にありましたように、離合場所が確かに増えてまいりましたが、まだまだ全線をスムーズに行ける状態にはなっておりません。私が思うに、葬祭場が佐賀県の施設でしたら、県施設への道路ということで県が積極的に整備をされると思うんですけども、葬祭施設というのは市町村組合の施設でございまして、そうはいかないと。しかし、今回この県道の途中に県の施設ができました。佐賀県に県道整備を改めて要望するタイミングだと考えております。また、この

県道は歌垣公園、犬山城の登り口も途中にありますので、白石町の観光振興にとって重要な道路だと私は思っております。町として、このタイミングで積極的に再度整備を要望する必要があると考えますが、いかがでございましょうか。

○笠原政浩建設課長

杵藤葬斎公園のほうに上る県道武雄白石線では、管理者の杵藤土木事務所において局部的な整備が行われており、カーブなどで見通しが悪い箇所や離合所設置などを優先的に整備していくというふうに聞いているところでございます。

なお、今後の整備箇所につきましては、地元、町、それから杵藤土木事務所で現地を確認し、検討することといたしているということでございます。いずれにいたしても、県道武雄白石線は重要な路線の一つでありますので、今後も積極的な整備をしていただくよう、県のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

一度にはならないと思えますけれども、よろしくお願ひしたいところでございます。葬斎公園への県道につきましては、年間交通量が少ないといえども、町民が一度は通る道、町民が最後に通る道と言われておりますので、町全体として要望をしていただき、早い整備を望むところでございます。

では、小項目(3)になりますけれども、町が管理する道路の整備方針はどうなっているのかを質問いたします。

農道を含みます町道は、重要な生活道路ですけれども、近年痛みがひどくなったようでして、アスファルトに穴が開くと。それから、路肩が崩れている、白線が消えたりです。そして、林道は竹や木が覆いかぶさっているところがたくさんあります。町役場に、先ほど課長が言いましたように、連絡をしますと、すぐに穴には舗装の補修材、白線消えにはスプレーで応急措置をしていただきます。これにつきましては、職員さんたちに感謝をいたします。しかし、根本的解決には時間と経費がかかりますので、すぐには行えません。優先順位や周辺、町全体のバランスもあると考えますけれども、道路の補修などの方針はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○笠原政浩建設課長

道路の整備方針でございますが、交通安全確保のための通学路の整備、町内の国道、県道、町道等との接続を考慮した道路網の整備、地域の生活道路や狭小な町道の改良工事、舗装の老朽化による補修工事を地元からの要望を踏まえて計画的に整備いたしております。舗装補修につきましては、程度にもよりますが、局部的であれば舗装補修材での対応を行い、そのほかにつきましては、今後の整備計画の中で対応しているというような状況でございます。

以上です。

○吉岡正博議員

特に路肩が崩れているところは、徒歩で行きます小学生の通学上も危険でありますし、中学生の自転車、そして高齢者の電動カート、シニアカーにとっても安全確保のために急ぎ整備、補修が必要だと考えます。それから、区画線ですけれども、道なりに書いてある白線が消えているところですしけれども、最近の自動車というのは車線逸脱警報機能、車線からはみ出したら警報が鳴る機能ですけれども、それからふらつき警報機能、眠気などでふらつきましたら、運転者に対して警報が鳴るんですけれども、これがついている自動車が増えました。軽トラックにも、この頃はそれがついております。近年、高齢者の運転による自動車事故をよく聞きますけれども、これらの安全機能は高齢者の運転事故防止に役立つと私は思います。しかし、道路の白線が消えていては当然機能しないわけでごさいます、道路の白線の補修も、高齢化の進む中では今まで以上に重要になっていると考えますが、いかがでございましょうか。

○笠原政浩建設課長

区画線の引き直しですが、道路利用者の安全確保としても重要であると思っておりますが、町道だけでも延長が430キロメートルございまして、単年度で全線を引き直すということは非常に難しく、今も実際行っておりますけれども、今後も基本的には通学路や交差点、カーブ等の危険箇所をメイン的に、計画的に整備をしていきたいと思っております。また、利用が多い1級、2級の町道等々につきましては、区画線の消耗が早いと、消耗するサイクルが早いというようなこともございしますので、そういったあたりをどういった形で今後整備していくかということも含めて、役場の中でも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

今答弁にありましたように、430キロもありますので、なかなか整備が追いつかないのが現実かとは思いますが。

ここで、財政担当課にお伺いをいたします。

町の予算は、一般町道、農道、林道の当初予算を見ますと、令和元年度よりも2年度、さらに3年度と減額、少なくなっております。特に道路維持費の令和3年度予算は、元年度予算の半分以下になっておりますが、この査定方針はなぜでしょうか、お伺いいたします。

○坂本博樹企画財政課長

査定方針はということでの御質問でございましてけれども、議員御存じのとおり、普通交付税の減少、また近年の大きな財政需要による地方債額の増加、基金の取崩しへの依存度も年々高くなっております。このように、本町の財政は厳しい状況が続いておりまして、今後も続く見込みでございまして。そのような中で、限られた財源を有効に配分するためには、先ほどありましたように、優先度、緊急度の高い事業から予算の配分を行い、施策の重点化を図る必要があるというふうに考えております。ここ近

年は、相次ぐ大型事業への財源の配分が必要なことなどから、各道路予算につきましても優先度、緊急度の高いものから予算の配分を行っておるところでございます。

なお、道路整備につきましては、例えば前年度に土地の購入であったり、一部設計委託とか、そういったものを前年度にすることもございますので、一概には言えませんが、少なからずとも減少はしているのかなというふうに思っているところがございます。

以上です。

○吉岡正博議員

今答弁にありましたように、単年度単年度を見れば、設計委託の大きいものがあつたとか土地購入があつたということになると思いますが、数年置きに見ていくと、何となく減っていつている状態でございますので、町の財政も厳しいところではございますが、それでいいのかなという不安も感じているところがございます。

先ほどもありましたけれど、私の経験上、そろそろ新年度予算の財政係担当者の聞き取りが各課に対してあつている頃かと思えます。年明けには、企画財政課の予算ヒアリング、予算査定が始まると思えます。この中で、道路管理担当課は、先ほどから質問しておりますことに関しましてどのような予算要求方針で臨まれているのか、お伺いいたします。

○笠原政浩建設課長

来年度の当初予算でございますが、基本的には住民の皆様が安全・安心に利用できるように整備に必要な予算を、白石町の財政状況や予算編成方針を踏まえながら、要求していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

今簡単な答弁でありましたけれども、道路というのは、一つは安全なことが必要でございますので、そういう面においても整備の予算というのを確保していただきたいと思えます。先ほど答弁がありましたように、そもそも全体予算が厳しい中でございますので、財政課にはその中でも町民の安全を優先した整備の予算をお願いしたいと考えるところです。

この大項目の最後の小項目(4)になります。

町内の道路整備が、有明海沿岸周辺に集中しているとの意見をよく聞きます。町の整備方針を住民に知ってもらう行動が必要ではないかについて質問をいたします。

本年10月に出されました町老人クラブ連合会からの質問、要望事項に、道路整備についての項目で、道の駅しろいし周辺だけが重点的にされているようですとの旨がありました。ほかでもよく、町内の地域的バランスのある道路整備を望む声を聞きます。時期的に、有明海沿岸道路周辺の道路整備が住民には目立ちます。それで、先ほどの道路整備予算が縮小する中で、他の地域は道路整備がなされないような不安を感じておられるように思います。町老人クラブ連合会からの質問、要望にも、そのことが現

れていると思います。決して他の地域が整備されないというわけではないのですが、この不安をどのようにお考えなのか、お伺いします。

○笠原政浩建設課長

今年7月に、白石町の福富インターチェンジまでの有明海沿岸道路が開通し、これに合わせて、県が福富インターチェンジへのアクセスする国道444号線や県道武雄福富線の整備を行っているところでございます。新しい道路が整備されると、交通量が増えたり、周辺の道路の利用状況が変わってきますので、一時的に工事が集中していますが、町が発注する道路工事につきましては、町全体の道路状況や地元の要望を踏まえて、可能な範囲で整備を行っているところでございます。

以上です。

○吉岡正博議員

今答弁にありましたように、沿岸道路周辺に一時的に工事が集中していると。だけど、町全体に対しても整備をしているという御答弁がございました。そうだろうと思います。ただ、その方針を住民の方に納得していただくことが必要だと思います。平成30年6月の議会で、西山清則議員の質問に対しまして、当時の建設課長の答弁は、本町の道路整備計画は、市町村合併支援道路整備、過疎地域自立促進道路整備、単独道路整備、この3つの計画を基本として中・長期の計画を立てて、町道、路線の整備促進に努めてまいりますと答弁がっております。この道路整備計画を町長が1期目のときにされたように、町役場が定期的に地域に出て行って住民に説明すること、この地域の町道丸々線はいつ頃補修しますよと知ってもらうことが、住民の不安をなくし、安心につながると考えますが、いかがでしょうか。

○笠原政浩建設課長

道路整備計画につきましては、道路の利用状況や路面等の状態、それから地元からの要望により随時見直しをかけているところもあったり、それから先々までの確実な予算の獲得や、それから補助事業であれば交付額がどのくらいになるのか、あるいは採択ができるのか、そういったことも見通せない状況でございますので、何年度から工事をするというような断言はできませんが、基本的には工事に着手する前には地元の区長さんや地域住民の方へチラシ等を回覧し配布して、周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

今課長がおっしゃいましたように、いろいろな状況で、必ずしもできるということではないとは思いますが、決して皆様の地域の道を忘れていないわけではないか、それから今後こういうふうに考えておりますということはお伝えしたほうが、住民の方々の安心につながると思っております。その方法はいろいろでしょうけれども、まずは住民の方が不安を持たれないようなことをすると、それが住民満足度を上げる

ことになると思いますので、対応していただければと考えます。

では、大項目の2番目、町発展のための町職員の人材育成についてです。

町が発展するためには、大きな要素の一つとして、町役場職員の活躍があります。そのためには、活躍する職員の人材確保と育成が必要となります。この人材確保と育成を町役場としてどのように行っているのか、質問いたします。

まず、小項目の(1)といたしまして、職員採用試験の区分が社会人経験者となっておりますけれども、その職員をどのように活用しているのか、質問いたします。

平成29年度の職員採用から、民間企業などの職務経験が3年以上ある人の試験区分を設けて、これまで9人が採用されています。この社会人経験者採用の目的は、定員適正化管理計画によれば、年齢構成の不均衡解消を図るためとなっておりますので、3町合併後の採用人数を少なくしたことによります40歳未満職員の補充、年代ごとの職員数の多い少ないを平均化するのが目的だと考えております。加えて、社会人経験を生かしてもらうことも目的と考えます。百武副町長が総務課長のときに、草場祥則議員の、町職員を企業に研修させたらどうかという質問に対しまして、企業感覚を勉強することは有益と答弁をされております。その後、企業研修は実施されませんでしたけれども、今度の社会人経験者の採用は企業等で研修をされた人、企業感覚がある人を採用することになったわけでございまして、その結果はいかがでしたでしょうか、お尋ねいたします。

○千布一夫総務課長

議員のおっしゃいますとおり、職員の年齢構成の不均衡の解消を図ることを目的に、年齢が27歳から35歳までの方、なお来年度の採用者の上限は40歳までとしております。そして、民間企業等で3年以上の職務経験があることを要件として、平成29年から採用区分に社会人経験者枠を新たに設けまして、現在まで、先ほど議員がおっしゃられたように、9人を採用しております。社会人経験者枠での採用者に限らず、全ての新規採用職員は採用後に上司や先輩からの指導や接遇研修等を受講しまして、自分の職務能力や態度姿勢のスキルを高めて、本町職員として町民のために業務を遂行しております。社会人経験者枠での採用者で申しますと、民間企業でお客様相手の職務経験がある職員は、庁舎に来庁されたお客様への対応の能力がとても高く、また営業職を経験した職員は折衝能力が高いと感じておりまして、業務遂行に当たり、その経験、能力を十分に発揮しているものと考えております。

○吉岡正博議員

今の総務課長の答弁を聞きますと、社会人採用枠の方々はその経験が有意義になっているということだと思います。では、その社会人経験者としての採用である以上、今おっしゃったように、社会人としての経験があるということが前提ですので、その経験をどのように採用試験のときには審査をされているのか、お伺いをいたします。

○千布一夫総務課長

社会人での経験をどのような方法で審査されているのかという御質問でございますが、2次試験の受験者に提出してもらった履歴書に記載してある前職での職歴、それから面接時に前職での経験などを聞くなどして、これらを判断の一部としているところでございます。

○吉岡正博議員

今おっしゃったように、面接で職歴等を見ておられるということですが、社会人経験者の場合は、教養試験の点数よりもそちらのほうを重視していただいて、採用の選考をしていただければと考えるところでございます。

先日、役場窓口であることで相談をいたしましたところ、採用一、二年目の職員さんだと思うんですけども、お答えが専門的で、そして毅然とした態度で説明をされました。私はそれを、役場職員にしては珍しかたいと、私が言うのもおかしいかもしれませんが、感心をいたしました。聞くと、専門の職歴があるということでございました。社会人経験者の人事配置は、先ほどもおっしゃいましたけれども、人材として生かすためにどのような工夫をされているのか、お伺いをいたします。

○千布一夫総務課長

採用時に前職で経験した同様の職務の部署に社会人経験者を配置することは、当然即戦力となり、議員がおっしゃいますとおり、町民に対しても採用時から専門的な話ができ、町民サービスにつながるものと考えております。このことはできる限り考慮して人事配置を行っておりますが、人事異動は職員全体の中で考えることでありますので、全てそのような配置ができないのが現状でございます。ただし、採用時に配置ができなくても、それ以降の人事異動によりまして、前職で経験した職務の部署に異動するということもあり得ると考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

おっしゃるように、前歴の延長線上の部署だけに、この300人弱の職場で置いておくのはなかなか人事異動上難しいところと思いますが、ただそれまでの経験というのは重視をして配置をしていただければと思っております。

私は、社会人経験者の採用の職員さんには、町役場で得られなかった経験、本日の中村秀子議員の質問にもありましたけれども、利益を生むための発想や行動を町役場に持ち込んでいただきたいと思っております。役場に遅れて入ってきた職員というわけではなくて、役場以外で経験した能力を役場に持ち込んだ職員であることを私は期待したいと思っておりますし、人事権を持っている方には、その活用を期待いたします。

では、小項目(2)ですけれども、職員の自己啓発環境をどのように整え、活用しているのかを質問いたします。

平成18年の地方分権改革推進法施行後の町役場は、まちおこしや産地間競争など、あらゆる分野で町独自の企画や政策が求められています。職員の発想力や企画力、行

動力が町の発展、浮き沈みに関わる時代となっております。他の市町村では、すごい地方公務員、スーパー公務員と言われるような職員が活躍しております。例えば、町職員で県営ダムに発電所をつくり、町に利益をもたらした職員、バナナ姫のコスチューム、コスプレで観光に貢献している市役所職員、本日副町長が中村秀子議員の答弁でも紹介されましたけれども、白石町役場で女性活躍推進研修の講師をされた市役所職員は、女性グループをつくってまちの盛り上げをされております。そして、本も何冊も出版されております。それぞれの地域から、すごい発信力を持った公務員といえますか、市町村職員がおられます。白石町職員にも、現状維持ではない、企画力、行動力、そしてその人材確保、人材育成が必要ですが、そのために白石町においてどのような自己啓発、学びの環境をつくられているのか、お伺いいたします。

○千布一夫総務課長

職員の研修につきましては、まず職場内研修としまして、職員の資質向上、それと育成を図るために、白石町人材育成基本方針に基づきまして、全員参加型の研修を実施しております。この研修は、毎年度業務改善や働き方改革、それからハラスメント等のテーマを設定しまして、日々の業務や職場環境の改善に役立てております。

次に、県内での研修として、佐賀県市町村振興協会等が主宰する研修に、希望者が参加しております。これは、役職に応じて必要な知識、技術を習得する階層別研修、また職務に必要な知識、技術を習得する職能別研修、また自発的な能力開発を目的とした能力開発研修などがありまして、社会情勢の変化に対して住民の立場に立ち、柔軟に対応ができる人材育成を目指すための研修でございます。

次に、県外研修でございますが、より専門的、また技術的なものを学ぶ研修として、日本経営協会や全国市町村国際文化研修所、それから市町村職員中央研修所主宰の研修がございまして、希望者の受講について予算の範囲内で認めております。このような研修は、自分の業務以外の内容についても認めておりますので、職員の自己啓発に役立てられていると思っております。

以上です。

○吉岡正博議員

今のは、制度としての研修の御報告をいただきましたけれども、もっと自主的研修をやっているのか、またそういうグループがあるのかをお尋ねいたします。

○千布一夫総務課長

職員の自主的な研修グループというのがありますが、最近どのような活動をされているのか、私のほうはよく把握はいたしておりません。

以上でございます。

○吉岡正博議員

先ほどの答弁の中になかったのが1つ残念だったんですけど、白石町には職員特別研修制度というのがありますよね。これは、職員が現在の担当業務にとらわれず、

役場で役立つ勉強をしたいときに経費と時間を支援するもので、他の市町村の人事担当者からは羨ましがられた、褒められた制度でした。現在、その制度の活用はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○千布一夫総務課長

議員がおっしゃいますとおり、白石町には、職員を派遣して研修することにより職員の資質向上を図ることを目的とした職員特別研修制度がございます。この特別研修は、職員が自主的に研修する自主研修と、町長が職員にテーマを示して研修するテーマ研修、この2つの体系となっております。実績としましては、これまで自治大学校での受講や、自治体学会というのが全国的な組織としてございますが、自治体学会への参加がありましたが、ここ数年は実績がございません。

それから、特別研修費の予算についてでございますが、平成28年度までが45万円でしたが、平成30年度から現在まで22万円となっております。この予算が減っていることにつきましては、財政状況等を考慮してのこともございますが、主な理由は、1つに社会情勢の変化による業務の増大で、職員が自己啓発のための自主的な研修の時間を取りにくくなっているということや、それからこの特別研修制度自体の周知不足、私が担当しています総務課でございますが、その周知不足により実績をつくれなかったということもあるかと考えております。今後は、職員に対しまして、この特別研修制度についてしっかり周知をして、利用を促していきたいと考えております。

○吉岡正博議員

今の答弁は寂しいところでしたけれども、ここ数年実績がないとか、45万円が22万円になった、それから職員に対して周知不足であったという反省があっているようでございますが、担当業務の義務的な研修会よりも、自らの意思によりまして研修や研修団体への参加というのは、職員の能力や意識を大きく伸ばしまするので、積極的な推進をしていただきたいと思います。職員の活躍は、町発展のために大きな要素になると思います。住民福祉の向上につながりますし、町に利益をもたらすことになります。ふるさと納税でも分かりますように、現代は市町村間競争、地域間競争の時代です。そのために、すごい公務員、すごい白石町の職員を、人材育成をしていただきたいと考えます。

では、最後の小項目(3)といたしまして、職員の人事評価制度をどのように活用しているのかを質問いたします。

地方公務員は、平成26年の地方公務員法の改正によりまして、新たな人事評価を実施されることになりました。白石町でも、試行期間を経まして、令和元年度から本格実施、翌2年度の勤勉手当、ボーナスに反映されたと聞いております。私が在職中には、白石町の人事評価は人材育成を目的とする、意欲の向上を目指すと聞いておりましたけれども、その後どのように人材育成に役立っているのか、お伺いいたします。

○千布一夫総務課長

人事評価をどのように人材育成に役立てているのかという御質問でございますが、職員が職務を通じて発揮した能力や意欲、態度、業績を的確に把握し、適正に評価することで、職員の能力開発や意識改革につながると考えております。本町では、目標管理による業務評価を採用しているため、総合計画等による組織としての重要課題や方針等を職員全体が理解し、職員がビジョンと価値を共有して、目標達成に向けて取り組めることができる制度設計となっております。また、評価結果につきましては、面談を通して被評価者へのフィードバックを行っており、職員の強みを伸ばす方法や弱みを克服するための行動指針などを伝え、スキルアップやモチベーションの向上に役立てております。

以上です。

○吉岡正博議員

先ほどおっしゃいましたように、モチベーションの向上にとにかく使っていただきたいと思っているところです。

それで、人事評価は勤勉手当、ボーナスに反映されることになっておりますけれども、どのように反映をされたのでしょうか。その実績をお伺いいたします。

○千布一夫総務課長

どのように反映されたのかということで、その実績をお伺いしますという御質問でございますが、令和2年6月支給分の勤勉手当から、前年度の評価結果を基に処遇反映を開始しております。内容としましては、人事評価結果を基に5段階に分けた成績区分に応じて成績率を調整した上で、職員に支給しております。加算割合は、高い人で10%の加算、逆に減算される場合、低い人で10%の減算といった制度設計になっております。

以上でございます。

○吉岡正博議員

今の答弁で上下幅は分かりましたけれども、実際それに該当した方がおいでになるのでしょうか。

○千布一夫総務課長

実際にこの制度に基づいて加算、逆に減算を実施しております。実際に対象者はおられますが、一応そこらへんの数値につきましては、職員に対して今のところ公表しておりませんので、答弁については控えさせていただきたいと思っております。

○吉岡正博議員

今おっしゃいましたように、公表はされていないということでございますけれども、個人名はともかく、人数や、先ほどの10%幅というようなことは公表したほうが、制度の公平性、それから人材育成としての励みになると考えますが、どうでしょうか。

さらに、特に優秀とされた職員につきましては顕彰するというところで、目標とすべき職員の具体像が職員に示されると思います。ただ、この難しいところは、そういうのを許容できる組織風土があつての話で、ひがみや嫉妬を持たないレベルに職員が達していないと問題ではございますけれども、そのレベルに達していれば、それをしたほうが良いと思いますけれども、いかがでございませうでしょうか。

○千布一夫総務課長

現在のところ、処遇反映の実績の公表はしておりません。人事評価制度の公平性の確保としましては、評価者間の目線合わせを行うために、今回補正予算で予算のほうも議決していただきましたが、今年度から評価適正化会議を実施する予定でございませう。評価結果の処遇反映につきましては、人事評価の目的ではありませんが、頑張りや報いる仕組みとして必要不可欠な機能でありまして、職員の励みやモチベーション向上に関与してくるものと考えております。現状は、処遇反映の該当者への通知等も行っておりませうので、評価されたことを実感しづらい環境となっていることも事実でございませう。今後、この本人通知のことにつきましても検討をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

今答弁にありましたように、評価者の目線合わせ、情報共有というのは必要だと思いますし、もう一つさっきあつて、えっと思ったのは、評価された職員がそれを実感できていないのではないかというようなお話もあつて、それも何か寂しいなと思うところではございませう。人事評価制度は、職員の目標を明確にさせて、能力や特性を把握する、そして職員の努力に対して褒める、先ほど職員たちにも頑張りや評価するというお話もありましたけれども、それにより最大効果のある職員組織をつくり、さらに職員の努力を生み出すものでなくてはならないと考えます。そのために人事評価制度は、批判もあつたと思いますが、公平で人材育成に効果のある制度運営を進めていただきたいと思うところです。活躍する職員の確保と育成が、町発展の手段の一つと考えるところではございませう。

以上で私の一般質問を終わります。答弁と傍聴、ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時26分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年12月16日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 中 村 秀 子

署 名 議 員 定 松 弘 介

事 務 局 長 久 原 雅 紀